平成１９年実績評価書

平　成　２　０　年　７　月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成17年12月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択し、業績目標ごとに設定した業績指標を１年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、平成18年12月に、基本計画に基づき、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「平成19年実績評価計画書」を作成したところ、このたび、基本計画及び「平成20年政策評価の実施に関する計画」（平成19年12月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、「平成19年実績評価計画書」において示した27の業績目標の実施状況についてそれぞれ評価を行い、評価結果を明らかにするとともに、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものである。

【凡例】

1　達成度の評価の基準について

○　**達成**

指標をすべて達成していると認められるもの

○　**おおむね達成**

指標をすべて達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

○　**達成が十分とは言い難い**

指標をすべて達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分程度と認められるもの

2　認知件数等について

○　**認知件数**

警察において発生を認知した事件の件数をいう。

○　**検挙件数**

警察において検挙した事件の件数をいう。

○　**送致件数**

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

○　**検挙人員**

警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。

○　**送致人員**

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

なお、同一人について同種の余罪がある場合、同一の罪について共犯者がある場合があることから、罪種により、検挙件数の合計と検挙人員の合計は必ずしも一致しない。

3　刑法犯及び特別法犯について

○　**刑法犯**

交通事故に係る業務上（重）過失致死傷及び危険運転致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「決闘罪ニ関スル件」、「爆発物取締罰則」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

○　**特別法犯**

「覚せい剤取締法」、「軽犯罪法」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「出入国管理及び難民認定法」に規定する罪等、上記の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、交通事故に係る業務上（重）過失致死傷及び危険運転致死傷並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

なお、特別法犯については、原則として認知件数は計上していない。

基本目標１　市民生活の安全と平穏の確保
業績目標１　犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり・・・・・・・・・ 1
業績目標２　地域警察官による街頭活動の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・ 4
業績目標３　少年非行の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
業績目標４　犯罪等からの少年の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
業績目標５　良好な生活環境の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
業績目標６　経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
基本目標２　犯罪捜査の的確な推進
業績目標１　重要犯罪に係る捜査の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
業績目標２　重要窃盗犯に係る捜査の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
業績目標３　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化・・・・・・・・・・・・ 29
業績目標４　振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
業績目標５　科学技術を活用した捜査の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・・ 37
基本目標３　組織犯罪対策の強化
業績目標１　暴力団の存立基盤の弱体化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
業績目標２　薬物密輸・密売組織の取締りの強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
業績目標３　暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化・・・・・・・・・・54
業績目標４　来日外国人犯罪対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
基本目標４　安全かつ快適な交通の確保
～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～
業績目標１　歩行者・自転車利用者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
業績目標２　高齢運転者による交通事故の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
業績目標３　飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
業績目標４　被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少・・・・・・・・・・ 70
業績目標５　道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
基本目標５　国の公安の維持
業績目標１　重大テロ事案の予防鎮圧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
業績目標２　大規模自然災害等の重大事案への的確な対処・・・・・・・・・・・・ 83
業績目標３　警備犯罪取締りの的確な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
業績目標４　グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処・・・・・・・・・・・・・・・ 91
基本目標６　犯罪被害者等の支援の充実
業績目標１　犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実 93
基本目標７　情報セキュリティの確保
業績目標１　サイバー空間の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
基本目標８　ＩＴを活用した国民の利便性・サービスの向上
業績目標１　警察行政の電子化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102

基本目標１　業績目標１　平成19年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	
業績目標の説明	街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：街頭犯罪・侵入犯罪の発生状況（街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数） 達成目標：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、過去５年間の減少傾向を維持する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少は、国民が身近に感じる犯罪の未然防止が図られたことを示し、安全・安心なまちづくりの度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：防犯ボランティア団体の活動状況 （防犯ボランティア団体数及び構成員数） 達成目標：防犯ボランティア団体の活動の活性化に向け、各種支援を継続することにより、防犯ボランティア団体数及び構成員数について、増加傾向を維持する。 基準年：15～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 防犯ボランティア団体の活動の活性化は、国民自らが自分の街の安全を守る防犯活動の活性化を示し、安全・安心なまちづくりの度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	刑法犯認知件数
業績目標達成のために行った施策	○　子どもを守る「地域安全安心ステーション」推進事業（注１）による自主防犯活動の支援拡大 19年度には、特に子供の安全確保を主眼とした防犯ボランティア団体の活動する100地区を新規指定し、全国431地区の防犯ボランティア団体に対し、必要な装備資機材の提供や、犯罪情報・防犯情報の発信を行うなど、防犯ボランティア活動への支援を推進した。 ○　防犯基準等に適合した共同住宅等の普及の促進 防犯関係団体と協力し、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を「防犯優良マンション」又は「防犯モデル駐車場」として登録又は認定する制度の構築を推進した。 ○　街頭緊急通報システム等の整備に係る支援等の推進 街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）と子ども緊急通報装置の整備に係る支援及び適切な利用を促進するための広報啓発を推進した。 ○　犯罪から子どもを守る施策の推進 犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議が取りまとめた「犯罪から子どもを守る対策」（17年12月）や犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議で報告・了承された「子ども安全・安心加速化プラン」（18年６月）に基づき、保護者、学校及びボランティア団体と協力して、不審者情報等の共有体制の確立やスクールサポーター制度の導入・促進等の子どもの犯罪被害防止対策を推進した。	

○　携帯電話の電子メール等による情報提供の推進
　携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供を推進した。
○　ウェブサイトの活用による防犯ボランティア団体に関する情報提供の推進
　警察庁の自主防犯ボランティア活動支援サイトの充実を図り、防犯ボランティア団体の活動事例の追加紹介等を行った。
○　「安全・安心なまちづくりの日」（10月11日）に、功労のあった防犯ボランティア団体及び個人に対する内閣総理大臣表彰を行った。

注１：警察が、消防、学校及び市町村と連携して、地域住民やボランティア団体が管理・運営する「地域安全・安心ステーション」（防犯パトロールの出動拠点、地域安全情報の集約・発信拠点及び自主的活動への参加拡大の拠点）の整備を推進するモデル事業（17年度開始）

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　街頭犯罪・侵入犯罪の発生状況（街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数）
・　19年中の主な街頭犯罪（注２）の認知件数は87万6,346件と、18年に比べ６万7,268件（7.1%）減少した。
・　19年中の主な侵入犯罪（注３）の認知件数は20万4,811件と、18年に比べ３万3,578件（14.1%）減少した。

○　主な街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
主な街頭犯罪	1,630,549	1,481,377	1,275,413	1,086,497	943,614	876,346
主な侵入犯罪	374,602	376,446	331,228	281,499	238,389	204,811

注２：路上強盗、ひったくり、強姦（街頭）、強制わいせつ（街頭）、略取誘拐（街頭）、暴行（街頭）、傷害（街頭）、恐喝（街頭）、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらい
注３：侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入

　したがって、業績指標①については、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、過去５年間の減少傾向を維持するという目標を達成した。

＜参考指標①＞　刑法犯認知件数
　19年中の刑法犯認知件数は190万8,836件と、18年に比べ14万2,014件（6.9%）減少し、14年以降５年連続で減少した。

○　刑法犯認知件数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
刑法犯認知件数	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836

業績指標②　防犯ボランティア団体の活動状況（防犯ボランティア団体数及び構成員数）
・　19年末の防犯ボランティア団体数は３万7,774団体と、18年末に比べ5,843団体（18.3%）増加した。
・　19年末の防犯ボランティア団体の構成員数は234万2,279名と、18年末に比べ36万2,814名（18.3%）増加した。

○　防犯ボランティア団体数及び構成員数

	15年末	16年末	17年末	18年末	19年末
団体数	3,056	8,079	19,515	31,931	37,774
構成員数	177,831	521,749	1,194,011	1,979,465	2,342,279

　したがって、業績指標②については、防犯ボランティア団体数及び構成員数について、増加傾向を維持するという目標を達成した。

評価の結果	業績指標①及び②は共に達成されていることから、犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくりは進められたと認められる。 しかし、業績指標①は、依然として高い水準にあることから、安全・安心なまちづくりのための犯罪予防対策を引き続き推進することが必要である。
評価の結果の政策への反映の方向性	主な街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数を更に減少させるため、今後とも上記施策を推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・平成19年の犯罪情勢（20年５月警察庁） ・自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の活動状況について（20年２月広報資料） ・平成20年度「地域安全安心ステーション」推進事業実施地区の選定等について（20年３月広報資料）
評価を実施した時期	19年１月から12月まで
政策所管課	生活安全企画課

基本目標１　業績目標２　平成19年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	地域警察官（注１）による街頭活動の更なる推進 注１：地域警察官とは、交番勤務・駐在所勤務等の地域警察勤務を行う警察官をいう。	
業績目標の説明	警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の解消による交番機能の強化、通信指令システムの強化等を推進し、地域に密着した活動を行っている地域警察官の街頭活動を更に推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合 達成目標：刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去５年間並の高水準を維持する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙件数の割合は、地域警察官による街頭活動の推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の数 達成目標：地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」を解消する。 基準年：16年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： いわゆる「空き交番」を解消することは、交番機能が強化されることを示し、地域警察官による街頭活動の推進の度合いを測る一つの指標となるため （第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（17年１月21日）において、いわゆる「空き交番」の解消について言及）
参考指標	参考指標①	地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況
業績目標達成のために行った施策	○　パトロールの更なる推進 「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等について」（平成13年８月10日付け警察庁丙地発第35号）等により、都道府県警察に対しパトロールの強化等を指示した。 ○　「空き交番」の解消による交番機能の強化 19年春を目途に空き交番を解消し、交番機能を強化することを目標とし、交番の地域警察官の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等によって、空き交番を解消するための計画を策定し、地域住民の理解を得つつ、取組みを推進した。 ○　通信指令システムの高度化 携帯電話、ＩＰ電話及び直収電話（注２）からの110番通報において、通報者の音声通話と同時に通報者の位置情報が通知される位置情報通知システムの整備を推進した。 ○　地方警察官（注３）の増員 地域警察官によるパトロールを強化するための体制の確立のための要員として、地方警察官を増員した。 注２：直収電話とは、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の固定電話以外の固定電話をいう。 注３：地方警察官とは、警視正以上の階級にある警察官（地方警務官）以外の都道府県警察の職員（地方警察職員）たる警察官をいう。	

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合

刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、増加傾向にあり、19年中は45万2,116人のうち37万5,533人（83.1%）と、18年に比べ0.2ポイント向上した。

○　刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
総検挙人員（人）	414,183	453,089	465,470	465,713	467,397	452,116
うち地域警察官による検挙人員（人）	306,077	351,153	374,261	380,575	387,479	375,533
占める割合（%）	73.9	77.5	80.4	81.7	82.9	83.1

業績指標①については、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は過去５年間並の高水準を維持しており、目標を達成した。

＜参考指標①＞　地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況

○　地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
刑法犯	269,501	307,228	323,615	326,685	327,524	312,966
特別法犯	36,576	43,925	50,646	53,890	59,955	62,567
計	306,077	351,153	374,261	380,575	387,479	375,533

業績指標②　地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の数

地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」は、16年４月１日現在では、全国に1,925箇所あったが、19年４月１日現在、すべての都道府県警察で「空き交番」の解消計画が達成された。

○　空き交番数

	16年	17年	18年	19年
交番数	6,509	6,455	6,362	6,185
空き交番数	1,925	1,222	268	0

業績指標②については、いわゆる「空き交番」は解消され、目標を達成した。

評価の結果

業績指標①、業績指標②共に目標を達成し、地域警察官による街頭活動の強化が推進されたと認められる。

しかし、治安に対する国民の不安が払しょくされず、いわゆる体感治安についてはいまだ国民が求める水準に至っていないことから、地域警察官による街頭活動の強化の更なる推進が必要であると考えられる。

評価の結果の政策への反映の方向性

国民の犯罪に対する不安を払しょくするため、地域警察官によるパトロールを始めとする地域に密着した街頭活動等を強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努める。

また、国民に信頼される強じんな執行力を備えた精強な第一線を構築するため、現場執行力の向上、装備資器材の整備等を図る。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・今後の交番機能の強化対策の推進について（19年４月広報資料） ・携帯電話、ＩＰ電話等からの110番通報における位置情報通知システムの運用について（20年１月広報資料）
評価を実施した時期	19年１月から12月まで
政策所管課	地域課

基本目標１　業績目標３　平成19年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	少年非行の防止	
業績目標の説明	近年、少年による社会の耳目を集める凶悪事件が発生し、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員も高水準で推移していること等から、非行集団等の取締り及び街頭補導活動を強化するとともに、再非行抑止のための立直り支援等を推進することにより、少年非行の防止を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：少年非行防止のための取組みの推進状況（刑法犯少年等の検挙人員、少年相談受理件数、不良行為少年の補導人員、覚せい剤事犯等の少年の検挙人員及び薬物乱用に係る不良行為少年の補導人員） 達成目標：刑法犯少年等を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 刑法犯少年等の検挙人員等は、少年非行の防止の度合いを測る一つの指標となるため なお、刑法犯少年等については認知件数が把握できないこと等から、上記の複数の指標を総合的に判断し、業績目標の実現状況を評価することとする。
	業績指標②	指標：非行少年の再犯者率 達成目標：非行少年の再犯者率を過去５年間の平均値より減少させる。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 非行少年の再犯者率は、少年非行の防止の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：非行少年の立直り支援等の状況（関係機関等と連携した非行少年の立直り支援事例等） 達成目標：非行少年の立直り支援を的確に推進する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠 非行少年の立直り支援等の推進状況は、少年非行の防止の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	14歳から19歳の少年人口
業績目標達成のために行った施策	○　刑法犯少年等の検挙活動の推進 少年事件の捜査力の充実強化を図るため、少年事件捜査等に係る研修を行った。 19年11月、警察の触法少年の調査権限を明確化するなどした改正少年法が施行されたことに伴い、より一層少年の特性に配慮した警察活動を図るため、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）等を改正して、都道府県警察に示した。	

○　不良行為少年の補導活動の推進
　各種研修を通じ、不良行為少年の補導に携わる職員に対する研修を行った。
　また、春休みから新学期にかけての時期に合わせ、少年の非行及び犯罪被害の防止を図る観点から、不良行為少年の発見・補導活動の強化等を重点推進事項とした「学年末から新学期における少年の非行防止及び犯罪被害防止対策の推進について」（平成19年３月８日付け警察庁丁少発第48号、丁生企発第62号、丁薬銃発第91号）を発出した。
○　非行少年の立直り支援に係る施策の推進（少年サポートセンターの設置の促進等）
　全国に設置された少年サポートセンターを中心に、関係機関と連携して、少年の居場所づくりや立直り支援を推進した。
○　非行防止教室等の開催の推進
　少年の規範意識の向上と犯罪被害の防止を図るため、関係機関と連携して、非行防止教室等を開催した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　少年非行防止のための取組みの推進状況（刑法犯少年等の検挙人員、少年相談受理件数、不良行為少年の補導人員、覚せい剤事犯等の少年の検挙人員及び薬物乱用に係る不良行為の補導人員）
・　刑法犯少年の検挙人員は16年から減少に転じ、19年中の刑法犯少年の検挙人員は10万3,224人と、18年に比べ9,593人（8.5%）減少した。

○　刑法犯少年の検挙人員等の推移

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
検挙人員	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224
凶悪犯	1,986	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042
粗暴犯	15,954	14,356	11,439	10,458	9,817	9,248
窃盗犯	83,300	81,512	76,637	71,147	62,637	58,150
知能犯	632	784	1,240	1,160	1,294	1,142
風俗犯	347	425	344	383	346	341
その他の刑法犯	39,556	45,115	43,603	39,126	37,553	33,301
少年の割合	40.8%	38.0%	34.7%	32.0%	29.4%	28.2%

・　特別法犯少年の検挙人員は16年から減少に転じたが、19年中の特別法犯少年の検挙人員は6,339人と、18年に比べ901人（16.6%）増加した。

○　特別法犯少年の検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
検挙人員	6,449	6,771	6,272	5,603	5,438	6,339

・　触法少年（刑法）の補導人員は、14年から17年までは２万人台で推移していたものの、18年には２万人を割り込み、19年中の触法少年（刑法）の補導人員は１万7,904人と、18年から更に883人（4.7%）減少した。触法少年（特別法）の補導人員は14年以降増加し続けており、19年中の触法少年（特別法）の補導人員は608人と、18年に比べ146人（31.6%）増加した。

○　触法少年（刑法及び特別法）の補導人員

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
刑法	20,447	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904
特別法	280	355	401	407	462	608

・　少年相談受理件数は17年から減少に転じ、19年中の少年相談受理件数は７万8,789件と、18年に比べ8,137件（9.4%）減少した。

○　少年相談受理件数の推移

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
総数	87,678	89,886	92,827	90,283	86,926	78,789
少年自身	16,776	20,791	23,201	21,443	19,245	17,965
保護者	70,902	43,381	41,936	40,772	37,744	36,716
その他		25,714	27,690	28,068	29,937	24,108

○　少年相談内容別受理件数

	非行問題			犯罪被害			その他		
	17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
受理状況	19,918	16,488	14,794	7,576	7,513	7,654	62,789	62,925	56,341
少年自身	1,974	1,758	1,702	2,695	2,444	2,576	16,774	15,043	13,687
保護者	11,146	7,579	7,179	2,909	3,231	3,244	26,717	26,934	26,293
その他	6,798	7,151	5,913	1,972	1,838	1,834	19,298	20,948	16,361

・　不良行為少年の補導人員は14年以降増加傾向にあり、19年中の不良行為少年の補導人員は155万1,726人と、18年に比べ12万3,798人（8.7%）増加した。

○　不良行為少年の補導人員の推移

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
総数	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726
喫煙	480,598	542,214	575,749	545,601	557,079	602,763
深夜はいかい	475,594	577,082	669,214	671,175	719,732	795,430

・　覚せい剤事犯等の少年の検挙人員及び薬物乱用に係る不良行為少年の補導人員は14年以降減少し続けており、19年中の覚せい剤事犯等の少年の検挙人員は1,306人と、18年に比べ187人（12.5%）減少し、薬物乱用に係る不良行為少年の補導人員は471人と、18年に比べ356人（43.0%）減少した。

○　覚せい剤事犯等の少年の検挙人員及び薬物乱用に係る不良行為少年の補導人員

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
検挙人員	4,220	4,033	3,270	2,281	1,493	1,306
補導人員	4,713	3,516	2,279	1,156	827	471

したがって、業績指標①については、不良行為少年の補導人員が増加しているところ、刑法犯少年の検挙人員が減少していることから、街頭補導活動において積極的に不良行為少年の発見に努め、不良行為の段階での的確な助言又は指導を行うことにより、非行に至る前段階で少年の立直りを促したと評価することができ、刑法犯少年等を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導するという目標はおおむね達成されたと認められる。

業績指標②　非行少年の再犯者率

・　19年中の再犯者数は３万1,230人であり、18年に比べ2,612人（7.7%）と４年連続減少した。

一方、19年中の再犯者率は30.3%であり、18年に比べ0.3ポイント増加した。

○　刑法犯少年の再犯者率の推移（注１）

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
再犯者	38,505	40,381	37,866	35,510	33,842	31,230
人口比	4.5	4.9	4.7	4.6	4.4	4.2
再犯者率	27.2%	28.0%	28.1%	28.7%	30.0%	30.3%

注１：人口比とは、同年齢人口1,000人当たりの再犯者の検挙人員をいう。

再犯者率とは、検挙人員に占める再犯者の割合をいい、過去の非行の罪種・態様を問わない。

したがって、業績指標②については、非行少年の再犯者率を過去５年間の平均値（28.4%）より減少させるという目標については、達成が十分とは言えない。

業績指標③　非行少年の立直り支援等の状況（関係機関等と連携した非行少年の立直り支援事例等）

・　少年問題に関する警察の専門職員である少年補導職員を中心に構成される少年サポートセンターを中心に、関係機関・ボランティア等と連携して、各種のスポーツ活動や環境美化活動、生産体験活動等、非行少年の立直りに資するための活動を推進した。
・　個々の事件における捜査・調査を通じて非行少年が心を開いた担当警察官・警察職員が、当該少年に対して継続的に連絡をとり、少年の話し相手となるなどの取組みを行った。

【事例】
少年サポートセンターの中に、少年や保護者等が気軽に訪れて相談員とゆっくり過ごすことのできる場所として「トークルーム道草」を設置し、不登校児童や、子どものひきこもりに悩む保護者等に開放することで、少年の居場所づくりを行うとともに、より専門的な指導が必要な場合には登録している講師による進路指導、学習指導等を行うことで、立直り支援を継続的に実施した（高知）。

○　少年サポートセンターの設置数（延べ数：注２）

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
設置数	171	179	181	190	191	192

注２：４月１日現在の数値

したがって、業績指標③については、非行少年の立直り支援等の拠点である少年サポートセンターの設置数が増加しているほか、少年サポートセンターが関係機関・ボランティア等と連携して様々な立直り支援を実施したり、警察官・警察職員が少年の話し相手となるなどの取組みにより、非行少年の立直り支援に一定の成果を上げていることから、非行少年の立直り支援を的確に推進するという目標はおおむね達成されたと認められる。

＜参考指標①＞　14歳から19歳までの少年人口

○　14歳から19歳までの少年人口

		14年	15年	16年	17年	18年
総計		8,510	8,261	8,002	7,776	7,637
	14歳	1,316	1,264	1,240	1,208	1,213
	15歳	1,354	1,317	1,265	1,234	1,213
	16歳	1,379	1,352	1,315	1,273	1,238
	17歳	1,439	1,378	1,353	1,313	1,279
	18歳	1,500	1,444	1,383	1,357	1,324
	19歳	1,522	1,506	1,446	1,391	1,370

（1,000人単位）

評価の結果

業績指標②は達成が不十分であるものの、業績指標①及び③はおおむね達成されていることから、少年非行の防止はおおむね推進されたと認められる。
達成が不十分であった業績指標②については、指標である再犯者率が、再犯者数だけでなく初犯者数とも相関関係にあることに由来するものであり、再犯者数そのものについては、４年連続で減少している。今後は、再犯者数そのものを基礎とし、再犯者数の同年齢層における人口比の動向も考慮しつつ、再犯者の状況を把握・評価し、更に再犯者対策を講ずることとする。

評価の結果の政策への反映の方向性

少年非行情勢は依然として予断を許さない状況にあることから、少年の規範意識の醸成、立直り支援等の諸対策を更に推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	少年非行等の概要（19年１月～12月）（20年２月広報資料）
評価を実施した時期	19年１月から12月まで
政策所管課	少年課

基本目標１　業績目標４　平成19年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	犯罪等からの少年の保護	
業績目標の説明	児童買春、児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）の取締りを推進するとともに、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為等の規制等に関する法律を的確に運用するなど、有害環境の浄化を推進する。また、少年補導職員等によるカウンセリングや継続的な支援等を推進すること等により、犯罪等からの少年の保護を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：福祉犯の被害状況等（福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数） 達成目標：福祉犯の被害少年の保護を図る。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 福祉犯の検挙件数等は、犯罪等からの少年の保護の度合いを測る一つの指標となるため なお、福祉犯については、認知件数を把握できないことから、上記の複数の指標を総合的に判断し、業績目標の実現状況を評価することとする。
	業績指標②	指標：被害少年の支援等の状況（少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例） 達成目標：被害少年の支援を推進する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 被害少年の支援等の状況は、犯罪等からの少年の保護の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　福祉犯等の検挙活動の推進 児童買春・児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯の取締りの徹底を推進した。 ○　有害環境浄化活動の推進（インターネット上の有害情報対策の推進等） 19年２月、関係省庁と連携する形で「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について」（平成19年２月16日付け警察庁丙少発第４号、丙情発第７号）を発出し、都道府県警察に対し、携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進を指示した。 ○　被害少年の支援の推進（被害少年に対する継続的な支援の推進等） 被害少年に対して、少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員等による継続的なカウンセリングを行うなどの支援を行った。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　福祉犯の被害状況等（福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数）** ・　福祉犯の検挙件数及び検挙人員は14年以降減少したものの17年以降は再び増加し、19年中の福祉犯の検挙件数は7,175件と、18年に比べ11件（0.2%）増加し、検挙人員は6,768人と、18年に比べ236人（3.6%）増加した。	

・　福祉犯の被害者数は19年中は7,375人と、18年に比べ117人（1.6%）増加した。

○　福祉犯の検挙状況等

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
検挙人員	7,322	6,852	6,555	6,837	7,164	7,175
補導人員	6,221	6,019	5,836	6,011	6,532	6,768
被害者数	7,364	7,304	7,456	7,627	7,258	7,375

○　福祉犯の法令別検挙件数

年 法令・違反態様	14年	15年	16年	17年	18年	19年
総　　数	7,322	6,852	6,555	6,837	7,164	7,175
未成年者飲酒禁止法	101	110	111	108	154	165
未成年者喫煙禁止法	9	18	30	45	56	91
風営適正化法	556	537	522	571	645	646
売春防止法	230	169	228	165	127	126
児童福祉法	757	621	704	731	653	626
児童買春・児童ポルノ禁止法	2,091	1,945	1,845	2,049	2,229	1,914
労働基準法	71	56	56	115	104	119
職業安定法	129	129	107	93	97	54
青少年保護育成条例	2,087	2,110	2,020	2,251	2,578	2,896
毒物及び劇物取締法	776	745	498	342	222	191
覚せい剤取締法	424	319	252	250	170	147
出会い系サイト規制法	―	―	31	18	47	122
その他の特別法	91	93	151	99	82	78

○　福祉犯の法令別検挙人員

年 法令・違反態様	14年	15年	16年	17年	18年	19年
総　　数	6,221	6,019	5,836	6,011	6,532	6,768
未成年者飲酒禁止法	133	170	158	140	235	246
未成年者喫煙禁止法	12	18	31	50	63	108
風営適正化法	929	833	749	858	949	983
売春防止法	134	94	118	120	82	63
児童福祉法	573	592	671	565	548	494
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,366	1,374	1,232	1,336	1,490	1,361
労働基準法	65	55	69	110	98	164
職業安定法	116	121	101	92	102	53
青少年保護育成条例	1,725	1,775	1,885	2,110	2,483	2,770
毒物及び劇物取締法	720	645	463	327	209	192
覚せい剤取締法	369	261	204	200	144	135
出会い系サイト規制法	―	―	29	17	48	114
その他の特別法	79	81	126	86	81	85

したがって、業績指標①については、検挙件数及び検挙人員が増加したことから、福祉犯の取締りを推進することで福祉犯の被害少年の保護を図るという目標は達成されたと認められる。

業績指標②　被害少年の支援等の状況（少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例）

・　少年相談受理件数は17年から減少に転じ、19年中の少年相談受理件数は７万8,789件と、18年に比べ8,137件（9.4%）減少した。一方、19年中の犯罪被害の相談受理件数は7,654件と、18年中に比べ141件（1.9%）増加した。

○　少年相談受理件数の推移

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
総数	87,678	89,886	92,827	90,283	86,926	78,789
少年自身	16,776	20,791	23,201	21,443	19,245	17,965
保護者	70,902	43,381	41,936	40,772	37,744	36,716
その他		25,714	27,690	28,068	29,937	24,108

○　少年相談内容別受理件数

	非行問題			犯罪被害			その他		
	17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
受理状況	19,918	16,488	14,794	7,576	7,513	7,654	62,789	62,925	56,341
少年自身	1,974	1,758	1,702	2,695	2,444	2,576	16,774	15,043	13,687
保護者	11,146	7,579	7,179	2,909	3,231	3,244	26,717	26,934	26,293
その他	6,798	7,151	5,913	1,972	1,838	1,834	19,298	20,948	16,361

【事例】

・　少年サポートセンターの少年補導職員が、福祉犯被害少年に対して、精神的ケア及び学業復帰までの継続的な支援を実施するとともに、保護者、学校に対する支援への理解と協力を働き掛けた結果、被害少年は学業復帰を果たしたほか、保護者の監護意欲等の向上がみられた（石川）。

したがって、業績指標②については、被害少年に対する支援体制の充実を図ったほか、少年相談受理による助言・指導等の措置や継続的な支援を実施することにより、被害少年の支援に一定の成果を上げていることから、被害少年の支援を推進するという目標はおおむね達成されたと認められる。

評価の結果

業績目標①は達成し、業績指標②はおおむね達成されたと認められることから、犯罪等からの少年の保護はおおむね推進されたと認められる。

しかしながら、依然として少年の福祉犯被害が後を絶たない現状があることから、これら事犯の取締りと被害少年保護対策を更に推進する必要があると考えられる。

評価の結果の政策への反映の方向性

福祉犯の取締りを引き続き推進するとともに、関係省庁と連携したフィルタリングの普及促進など、子どもを取り巻く有害環境対策の充実及び被害防止のための広報啓発活動を行うこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	少年非行等の概要（19年１～12月）（20年２月広報資料）
評価を実施した時期	19年１月から12月まで
政策所管課	少年課

基本目標１　業績目標５　平成19年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	良好な生活環境の保持	
業績目標の説明	風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や、近年、多発している刀剣類及び新たに所持が禁止された準空気銃の不法所持事件の取締りを強化及び推進すること等により、良好な生活環境を保持する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：風俗営業等に対する行政処分件数 達成目標：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づく行政処分件数を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 風俗営業等に対する行政処分件数の増加は、風俗営業等の取締りが強化されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員 達成目標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員の増加は、風俗営業等の取締りが強化されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：刀剣類及び準空気銃（注１）の押収数 注１：圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、一定の方法で測定した弾丸の運動エネルギーが、人を傷害し得る値（3.5J（ジュール）／㎠以上20J／㎠未満）になるものをいう。 なお、当該運動エネルギーが人の生命に危険を及ぼし得る値（20J／㎠以上のもの）は空気銃として従来から所持が禁止されている。 達成目標：刀剣類の押収数を過去５年間の平均より増加させるとともに、準空気銃の押収を推進する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 刀剣類の押収数の増加及び準空気銃の押収件数は、刀剣類及び準空気銃に係る事件の取締りが強化されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	風俗営業等の許可・届出数
業績目標達成のために行った施策	○　風営適正化法の的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進 全国会議等において、17年の風営適正化法の改正による客引き準備行為等に対する規制の新設、違法営業に対する罰則の強化等を的確に運用し、取締りを推進するよう都道府県警察に対して指示した。	

○　人身取引事犯の取締りの強化

全国会議等において、17年の風営適正化法の改正による風俗営業等に係る人身取引の防止に関する規定を的確に運用し、人身取引の温床とされている風俗営業等における外国人の不法就労事犯の取締りを推進するよう都道府県警察に対して指示した。

また、関係機関・団体の人身取引対策担当者が参加する人身取引コンタクトポイント会議（19年12月開催）に参加し、人身取引事犯の取締り及び予防のための施策等に関する情報交換を行い、また、警察等が人身取引被害者の保護を行っている旨を周知するためのリーフレットを作成・配布した。

○　インターネットを利用した刀剣類及び準空気銃に係る密売事犯の取締りの強化

人を傷害し得るエアソフトガンがインターネットを通じて国内に流通し犯罪に使用されている状況にかんがみ、18年の銃砲刀剣類所持等取締法の改正による準空気銃の所持の禁止等に係る規定を適用した取締り及びインターネットを介して販売されている違法な刀剣類の取締りについて、都道府県警察に通達を発出するなどして、インターネットを利用した刀剣類及び準空気銃に係る密売事犯に係る取締りの強化を徹底した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

なお、風俗営業等への行政処分件数等の増大は、より多くの違法行為が排除されたことを示すものである。

（結果）

業績指標①　風俗営業等への行政処分件数

19年中の風俗営業等への行政処分件数は9,631件と、14年から18年までの平均行政処分件数5,955件に比べ3,676件（61.7%）増加した。

○　風俗営業等への行政処分件数

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
行政処分件数	3,926	4,486	4,996	7,766	8,599	5,955	9,631

したがって、業績指標①については、風俗営業等への行政処分件数を過去５年の平均より増加させるという目標は、当該件数が増加したことから、達成した。

業績指標②　風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員

19年中の風俗関係事犯の検挙件数は7,902件と、14年から18年までの平均検挙件数7,097件より805件（11.3%）、検挙人員は8,530人と、14年から18年までの平均検挙人員7,568人に比べ962人（12.7%）、それぞれ増加した。

○　風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
検挙件数	6,899	6,549	6,579	7,340	8,118	7,097	7,902
検挙人員	6,926	6,600	7,270	8,154	8,892	7,568	8,530

したがって、業績指標②については、風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を過去５年の平均より増加させるという目標は、いずれも増加したことから、達成した。

＜参考指標①＞　風俗営業等の許可・届出数

○　風俗営業等の許可・届出数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
風俗営業	120,712	117,873	115,955	112,892	111,528	109,135
性風俗関連特殊営業	27,024	32,340	37,891	42,583	17,492	19,990
深夜酒類提供飲食店	270,916	269,384	269,452	266,435	269,335	269,348
合計	418,652	419,597	423,298	421,910	398,355	398,473

業績指標③　刀剣類及び準空気銃の押収数

19年中の刀剣類の押収数は757件と、14年から18年までの平均押収数396件に比べ361件（91.2%）増加した。また、19年中の準空気銃の押収数（注２）は30件であった。

注２：準空気銃の不法所持に係る規定は、19年２月21日から施行。ただし、法改正（18年８月21日）以降に準空気銃を購入した場合には、不法所持となり押収の対象となる。

○　刀剣類の押収数

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
押収数	301	471	193	207	810	396	757

したがって、業績指標③については、刀剣類の押収数を過去５年の平均より増加させるとともに、準空気銃の押収を推進するという目標を達成した。

評価の結果	業績指標①から③まですべての指標において目標が達成されていることから、風俗営業者等に対する必要な規制及び取締り並びに刀剣類及び準空気銃の不法所持事件の取締りの強化及び推進による良好な生活環境の保持は達成されたと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や、刀剣類及び準空気銃の不法所持事件の取締りを強化し、及び推進すること等により、良好な生活環境の保持を図っていくこととする。 また、19年12月、長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件を受けて、許可を受けた猟銃等及びその所持者すべてを対象とした「17万人／30万丁・総点検」を実施するとともに、警察庁において、銃砲行政のあらゆる面から点検作業を行う「銃砲行政の総点検」を行ったところであり、その結果を踏まえ、銃刀法の改正も含め、銃砲規制の厳格化のための対策を早急に具体化していくこととする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成19年中における風俗関係事犯等について（20年４月広報資料）
評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	生活環境課

基本目標１　業績目標６　平成19年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保	
業績目標の説明	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境を破壊する犯罪の取締りの推進により、良好な経済活動及び自然環境の確保を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：ヤミ金融事犯（注１）の検挙事件数及び検挙人員 注１：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（高金利)事件及び貸金業の規制等に関する法律違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件 達成目標：ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、ヤミ金融事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：特定商取引等事犯（注２）の検挙事件数及び検挙人員 注２：特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。）に関連した詐欺、恐喝等の事件 達成目標：特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、特定商取引等事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員 達成目標：知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員の増加は、知的財産権侵害事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員 達成目標：廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、廃棄物事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な自然環境の確保の度合いを測る一つの指標となるため

参考指標	参考指標① 警察に寄せられた悪徳商法に関する相談件数 参考指標② 産業廃棄物の不法投棄件数
業績目標達成のために行った施策	○　関係機関・団体との連携による取締り及び被害広報啓発活動の推進 　関係省庁、消費者団体等と連携して、政府広報の実施、テレビ番組の放映、広報啓発用リーフレットの配布等を行い、ヤミ金融、悪質商法等の被害の抑止に向けた広報啓発活動を推進した。 ○　政府の設定した消費者月間に合わせた取締りの強化等 　政府が毎年５月に定める消費者月間に合わせ、都道府県警察に通達を発出し、消費者被害に係る生活経済事犯の取締りの強化、消費者被害の未然防止のための広報啓発活動の推進等を指示した。 ○　政府の決定した知的財産推進計画に基づく取締りの強化等 　政府の決定した知的財産推進計画に基づき、都道府県警察に通達を発出し、知的財産権侵害事犯の取締りの強化、権利者等と連携した知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動の推進等を指示した。 ○　環境犯罪対策推進計画に基づく悪質な環境犯罪に対する取締りの推進等 　環境犯罪対策推進計画に悪質な環境犯罪に対する取締りの推進が盛り込まれていることを踏まえ、全国警察本部長会議等において、産業廃棄物事犯の早期発見・早期検挙による環境破壊の未然防止及び拡大防止の推進並びに環境行政担当部局との連携による対策の推進を指示した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

なお、ヤミ金融事犯等の検挙事件数等及び検挙人員の増大は、より多くの違法行為が排除されたことを示すものである。

（結果）

業績指標①　ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員

19年中のヤミ金融事犯の検挙事件数は484事件と、14年から18年までの平均検挙事件数378事件に比べ106事件（28.0%）、19年中の検挙人員は995人と、14年から18年までの平均検挙人員805人に比べ190人（23.6%）、それぞれ増加した。

○　ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
検挙事件数	238	556	432	339	323	378	484
検挙人員	446	1,246	919	706	710	805	995

したがって、業績指標①については、ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年の平均より増加させるという目標は、いずれも増加したことから、達成した。

業績指標②　特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員

19年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は112事件と、14年から18年までの平均検挙事件数102事件に比べ10事件（9.8%）、検挙人員は299人と、14年から18年までの平均検挙人員285人に比べ14人（4.9%）、それぞれ増加した。

○　特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
検挙事件数	107	65	75	124	138	102	112
検挙人員	279	204	229	330	385	285	299

したがって、業績指標②については、特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年の平均より増加させるという目標は、いずれも増加したことから、達成した。

＜参考指標①＞　警察に寄せられた悪徳商法に関する相談件数

○　警察に寄せられた悪徳商法に関する相談件数

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
件数	65,008	527,592	706,641	358,302	274,139	386,336	159,234

業績指標③　知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員

19年中の知的財産権事犯の検挙件数は1,283件と、14年から18年までの平均検挙件数1,136件に比べ147件（12.9%）増加し、検挙人員は715人と、14年から18年までの平均検挙人員607人に比べ108人（17.8%）、それぞれ増加した。

○　知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
検挙件数	642	789	1,233	1,615	1,403	1,136	1,283
検挙人員	412	407	640	798	780	607	715

したがって、業績指標③については、知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員を過去５年の平均より増加させるという目標は、いずれも増加したことから、達成した。

業績指標④　廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員

19年中の廃棄物事犯の検挙事件数は6,107事件と、14年から18年までの平均検挙事件数3,550事件に比べ2,557事件（72.0%）、検挙人員は7,797人と、14年から18年までの平均検挙人員5,103人に比べ2,694人（52.8%）、それぞれ増加した。

○　廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
検挙事件数	2,467	2,695	3,166	4,123	5,301	3,550	6,107
検挙人員	4,023	4,227	4,684	5,728	6,852	5,103	7,797

したがって、業績指標④については、廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年の平均より増加させるという目標は、いずれも大幅に増加したことから、達成した。

＜参考指標②＞　産業廃棄物の不法投棄件数（注３）

○　産業廃棄物の不法投棄件数

	14年	15年	16年	17年	18年
件数	934	894	673	558	554

参考：環境省資料

注３：19年の数値については、20年12月上旬に確定予定

評価の結果

業績指標①から④まですべての指標において目標が達成されていることから、経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保は達成されたと認められる。

評価の結果の政策への反映の方向性

経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境を破壊する犯罪の取締りを更に推進するとともに、被害防止対策を進めることにより、良好な経済活動及び自然環境の確保を図っていくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成19年中における生活経済事犯の検挙状況について（20年３月広報資料）
評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	生活環境課

基本目標２　業績目標１　平成19年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	重要犯罪（注１）に係る捜査の強化 注１：殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、人身売買及び強制わいせつ	
業績目標の説明	平成17年の重要犯罪の認知件数は10年前の約1.8倍に増加する一方、その検挙率は31.9ポイント減少するなどしている。 こうした状況において、犯罪の広域化・巧妙化が進み、また、「物からの捜査」等従来型手法による検挙が困難化するなど、捜査を取り巻く環境が悪化している。さらに、一連の刑事司法制度改革に的確に対応することが求められる。 以上の情勢を踏まえ、真の治安再生に向けて、捜査力を強化し、重要犯罪の検挙を徹底するための取組みを進める。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：各重要犯罪の検挙率 達成目標：殺人、強盗、強姦等の各重要犯罪の検挙率の向上に努める。 基準年：16～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 各重要犯罪の検挙率の向上は、重要犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る指標となるため
参考指標	参考指標①	各重要犯罪の認知件数
	参考指標②	各重要犯罪の検挙件数
	参考指標③	各重要犯罪の検挙人員
業績目標達成のために行った施策	○　情報分析支援システム（注２）（ＣＩＳ－ＣＡＴＳ）（仮称）の整備 20年度中の運用開始に向け、プログラム開発を進めた。 ○　公的懸賞金制度等の導入 19年4月に捜査特別報奨金制度を導入し、同年中に殺人等の重要凶悪事件合計20事件を対象に、同制度に基づく懸賞広告を実施した。 ○　ＤＮＡ型鑑定の積極的活用 ＤＮＡ型鑑定を積極的に実施し、重要犯罪の捜査に活用した。 ○　ＤＮＡ型記録検索システムの活用 遺留ＤＮＡ型記録及び被疑者ＤＮＡ型記録を登録し、検索するＤＮＡ型記録検索システムの活用を積極的に推進し、重要犯罪の捜査に活用した。 ○　高性能のＤＮＡ型鑑定自動分析装置等の整備等 新型フラグメントアナライザーを11県に追加整備して、重要犯罪の捜査に活用した。 ○　自動車ナンバー自動読取システムの整備 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めた。 ○　第一線における検視の的確な実施を確保するための取組み 適正な検視業務を推進するため、刑事調査官（注３）の増強、検視業務に携わる警察官に対する研修の充実及び資機材の整備等検視体制の強化を推進した。 ○　合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。 注２：犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と統合して、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析するシステム 注３：刑事部門における10年以上の捜査経験を有する警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了したものから任用される検視の専門家	

効果の把握の手法及びその結果	

（効果の把握の手法）
業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　各重要犯罪の検挙率
・　19年中の重要犯罪認知件数は１万6,922件と、18年に比べ1,727件（9.3％）減少した。
・　19年中の重要犯罪の検挙件数は１万181件、検挙人員は8,315人と、それぞれ18年に比べ1,257件（11.0％）、565人（6.4％）減少した。
・　19年中の重要犯罪の検挙率は60.2％と、18年に比べ0.8ポイント、16年から18年までの平均値に比べ4.3ポイント向上した。

＜参考指標①②③＞　各重要犯罪の認知件数・検挙件数・検挙人員

○　重要犯罪罪種別認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率（注４）

区分＼年次		16年	17年	18年	16～18年（平均）	19年
重要犯罪	認知件数	22,568	20,388	18,649	20,535	16,922
	検挙件数	11,812	11,419	11,084	11,438	10,181
	検挙人員	9,931	9,509	8,880	9,440	8,315
	検挙率	52.3	56.0	59.4	55.9	60.2
殺人	認知件数	1,419	1,392	1,309	1,373	1,199
	検挙件数	1,342	1,345	1,267	1,318	1,157
	検挙人員	1,391	1,338	1,241	1,323	1,161
	検挙率	94.6	96.6	96.8	96.0	96.5
強盗	認知件数	7,295	5,988	5,108	6,130	4,567
	検挙件数	3,666	3,269	3,061	3,332	2,790
	検挙人員	4,154	3,844	3,335	3,778	2,985
	検挙率	50.3	54.6	59.9	54.9	61.1
放火	認知件数	2,174	1,904	1,759	1,946	1,519
	検挙件数	1,513	1,361	1,337	1,404	1,120
	検挙人員	867	791	825	828	764
	検挙率	69.6	71.5	76.0	72.1	73.7
強姦	認知件数	2,176	2,076	1,948	2,067	1,766
	検挙件数	1,403	1,443	1,460	1,435	1,394
	検挙人員	1,107	1,074	1,058	1,080	1,013
	検挙率	64.5	69.5	74.9	69.6	78.9
略取誘拐人身売買	認知件数	320	277	199	265	207
	検挙件数	232	204	180	205	178
	検挙人員	187	176	167	177	152
	検挙率	72.5	73.6	90.5	78.9	86.0
強制わいせつ	認知件数	9,184	8,751	8,326	8,754	7,664
	検挙件数	3,656	3,797	3,779	3,744	3,542
	検挙人員	2,225	2,286	2,254	2,255	2,240
	検挙率	39.8	43.4	45.4	42.9	46.2

注４：上記の数値は、未遂罪及び予備罪（強姦及び強制わいせつについては未遂罪）を含む。

【事例】
・　配管工の男（39）は、金品を強取しようと企て、19年10月、川口市内のマンションにおいて、女性の頸部等を両手で圧迫するなどして殺害し現金等を強取した。男は、7月にも、同マンションにおいて、強盗強姦等事件を敢行していた。19年12月、被疑者を検挙した（埼玉）。
・　無職の男（61）は、19年11月、坂出市内の民家において、女性及び幼女２人を包丁で突き刺すなどして殺害し、その死体を同市内の空き地に埋没して遺棄した。19年12月、被疑者を検挙した（香川）。

したがって、業績指標①については、基準年のうち検挙率が最も高い18年と比較すると検挙率の向上の度合いが少ないものの、16年から18年までの平均と比較すると一定の向上が認められることから、各重要犯罪の検挙率の向上はおおむね図られたと認められる。

評価の結果	業績指標①はおおむね達成されていることから、重要犯罪に係る捜査はおおむね強化されたと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	重要犯罪に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要犯罪が発生していることから、国民の不安を払しょくするため、引き続き、重要犯罪に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成19年の犯罪情勢（20年５月警察庁）
評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官

基本目標２　業績目標２　平成19年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	重要窃盗犯（注１）に係る捜査の強化 注１：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり	
業績目標の説明	重要窃盗犯は国民に大きな不安を与えるものであるため、その検挙を推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：各重要窃盗犯の検挙率 達成目標：侵入窃盗、自動車盗等の各重要窃盗犯の検挙率の向上に努める。 基準年：16～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 各重要窃盗犯の検挙率の向上は、重要窃盗犯に係る捜査の強化の度合いを測る指標となるため
参考指標	参考指標①	各重要窃盗犯の認知件数
	参考指標②	各重要窃盗犯の検挙件数
	参考指標③	各重要窃盗犯の検挙人員
業績目標達成のために行った施策	○　情報分析支援システム（注２）（ＣＩＳ－ＣＡＴＳ）（仮称）の整備 20年度中の運用開始に向け、プログラム開発を進めた。 ○　ＤＮＡ型鑑定の積極的活用 ＤＮＡ型鑑定を積極的に実施し、重要窃盗犯の捜査に活用した。 ○　ＤＮＡ型記録検索システムの活用 遺留ＤＮＡ型記録及び被疑者ＤＮＡ型記録を登録し、検索するＤＮＡ型記録検索システムの活用を積極的に推進し、重要窃盗犯の捜査に活用した。 ○　高性能のＤＮＡ型鑑定自動分析装置等の整備等 新型フラグメントアナライザーを11県に追加整備して、重要窃盗犯の捜査に活用した。 ○　自動車ナンバー自動読取システムの整備 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めた。 ○　合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。 注２：犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と統合して、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析するシステム	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　各重要窃盗犯の検挙率** ・　19年中の重要窃盗犯認知件数は24万1,425件と、18年に比べ４万622件（14.4%）減少した。 ・　19年中の重要窃盗犯の検挙件数は12万4,158件、検挙人員は１万6,857人と、それぞれ18年に比べ3,743件、1,241人（6.9%）減少した。 ・　19年中の重要窃盗犯の検挙率は51.4%と、18年に比べ6.1ポイント、16年から18年までの平均値に比べ12.1ポイント向上した。	

＜参考指標①②③＞　各重要窃盗犯の認知件数・検挙件数・検挙人員

○　重要窃盗犯の罪種別認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率（注３）

区分＼年次		16年	17年	18年	16～18年（平均）	19年
重要窃盗犯	認知件数	407,929	338,967	282,047	342,981	241,425
	検挙件数	135,933	133,390	127,901	132,408	124,158
	検挙人員	20,600	18,719	18,098	19,139	16,857
	検 挙 率	33.3	39.4	45.3	39.3	51.4
侵入盗	認知件数	290,595	244,776	205,463	246,945	175,728
	検挙件数	104,816	104,454	100,824	103,365	96,266
	検挙人員	13,548	12,564	12,434	12,849	12,037
	検 挙 率	36.1	42.7	49.1	42.6%	54.8
住宅対象	認知件数	170,991	142,945	120,023	144,653	103,490
	検挙件数	57,948	60,486	58,717	59,050	54,491
	検挙人員	5,209	4,875	4,830	4,971	4,462
	検 挙 率	33.9	42.3	48.9	41.7	52.7
自動車盗	認知件数	58,737	46,728	36,058	47,174	31,790
	検挙件数	13,765	14,898	13,288	13,984	13,507
	検挙人員	3,823	3,366	3,056	3,415	2,380
	検 挙 率	23.4	31.9	36.9	30.7	42.5
ひったくり	認知件数	39,399	32,017	26,828	32,748	23,687
	検挙件数	13,561	10,406	10,090	11,352	11,321
	検挙人員	2,259	1,851	1,652	1,921	1,524
	検 挙 率	34.4	32.5	37.6	30.7	47.8
すり	認知件数	19,198	15,446	13,698	16,114	10,220
	検挙件数	3,791	3,632	3,699	3,707	3,064
	検挙人員	970	938	956	955	916
	検 挙 率	19.7	23.5	27.0	23.4	30.0

注３：上記の数値は、未遂罪を含む。

【事例】

・　13年11月から18年６月までの間、暴力団構成員の男（39）が首魁となり、自動車盗グループを組織し、関東圏内を中心として、四輪駆動車を窃取し、暴力団構成員等を通じて国内で不正に売買したり、ナイジェリア人を通じて海外に不正に輸出するなどしていた。
　19年２月までに、９都県下にわたる自動車盗等約2,300件（首魁を含む被疑者62人、被害総額約43億8,000万円相当）を検挙し、窃盗組織を壊滅させた（埼玉、群馬、新潟、栃木、茨城、警視庁）。

・　15年６月から18年２月までの間、中国籍の男（31）が首魁となり、暴力団構成員等を介して日本人の運転手を雇い入れるなどして窃盗グループを組織し、中部、近畿等において、特別養護老人ホーム、大規模病院、スーパーマーケット等を対象に金庫破り等を敢行し、現金、貴金属等を窃取して、同国籍の盗品買取ブローカー等に売却するなどしていた。
　19年２月までに、23都府県下にわたる金庫破り、事務所荒し等約740件（首魁を含む被疑者60人、被害総額約６億9,000万円相当）を検挙し、窃盗組織を壊滅させた（大阪、京都、滋賀、三重、奈良、鳥取、兵庫、岡山、愛知、福井、和歌山、神奈川）。

したがって、業績指標①については、検挙率に一定の向上がみられることから、各重要窃盗犯の検挙率の向上がおおむね図られたと認められる。

評価の結果

業績指標①はおおむね達成されていることから、重要窃盗犯に係る捜査はおおむね強化されたと認められる。

評価の結果の政策への反映の方向性

重要窃盗犯に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払しょくするため、引き続き、重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成19年の犯罪情勢（20年５月警察庁）
評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官

基本目標２　業績目標３　平成19年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件、企業幹部らによる組織的詐欺事件等は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例） 達成目標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の度合いを測る指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　贈収賄事件等の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施 贈収賄事件等の政治・行政をめぐる不正事案の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査の現状と問題点、情報収集・内偵捜査の要領、捜査指揮要領等についての研修を実施した。 ○　企業犯罪等の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施 企業犯罪等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や財務捜査官、捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等についての研修を実施した。また、警察庁及び都道府県警察の警察官を米国に派遣し、ＦＢＩ等と捜査手法等についての情報交換を実施した。 ○　全国会議の開催 全国の捜査第二課に所属し、政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班班長を対象とした全国会議を開催し、構造的不正事案の捜査における諸問題について協議や検討を行った。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例）** **１　政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況** **・　贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙状況** 贈収賄、談合・競売入札妨害、あっせん利得処罰法違反及び政治資金規正法違反事件の検挙事件数は、合計73件であり、過去５年間で最も検挙事件数の多かった18年に比べ46件減少したが、19年と同様に３大選挙（衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙及び統一地方選挙）のうちの２つが施行された15年と比べると５件増加した。 ○　贈収賄、談合・競売入札妨害等の検挙事件数	

区分＼年次	14年	15年	16年	17年	18年	19年
贈収賄	73	55	72	65	74	47
談合・競売入札妨害	15	12	11	17	42	26
あっせん利得処罰法違反	1	0	0	1	2	0
政治資金規正法違反	4	1	0	1	1	0
合計	93	68	83	84	119	73

【事例】

・　宮崎県知事(61)は、15年７月ころ、同人の側近であるリゾート会社代表取締役と共謀の上、同県が発注する設計業務委託に関し、有利便宜な取り計らいを受けたい旨の請託を受け、その謝礼として供与されるものであることを知りながら、土木建築設計測量業者から現金2,000万円の供与を受けた。

　さらに、同知事は、10月ころ、同県が発注する設計業務委託に関し、有利便宜な取り計らいを受けたい旨の請託を受け、その謝礼として供与されるものであることを知りながら、前後20回にわたり、リゾート会社代表取締役名義の銀行口座に振込送金させる方法により、前記業者から合計1,026万円を交付させ、第三者に賄賂を供与させた（宮崎）。

　なお、警察が贈収賄罪で知事を検挙したのは初めてである。

・　深川市長(68)は、18年４月下旬ころ、同市が発注した小学校校舎の改築に伴う機械設備工事に係る指名競争入札に際し、建設会社の代表取締役から、同社ほか１社で構成する共同企業体が落札できるように取り計らってほしい旨の請託を受け、その見返りとして代表取締役から、現金100万円の供与を受けた（北海道）。

・　元名古屋市立大学大学院医学研究科教授(68)は、17年３月下旬ころ、論文博士学位審査の申請者から、同審査で有利便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼の趣旨で現金合計250万円の供与を受けた（愛知）。

　このほかにも、自治体首長による贈収賄事件、防衛省幹部自衛官らによる野外炊具納入をめぐる贈収賄事件、農林水産技官らによる輸入米穀の特別売買契約をめぐる贈収賄事件、高知医療センター院長らによる高知医療センター整備運営事業をめぐる贈収賄事件等の社会的反響の大きい事件を多数検挙している。

・　**公務員犯罪の検挙状況**

　公務員の職務に関し行われた上記罪名以外の犯罪についても積極的に検挙を図っており、特に、19年中、社会保険庁職員等による年金等の詐欺、横領事案が多数顕在化したが、これらの事案に的確に対応し、19年７月から12月までに社会保険庁等から受理した告訴・告発12件のうち、９件について検察庁に送致・送付した（注１）。

注１：なお、残り３件についても、20年２月までに検察庁に送付し、すべて解決済みである。

【事例】

　小倉南社会保険事務所係長(37)は、18年２月ころから５月ころまでの間、担当する国民年金の被保険者５名から徴収した国民年金保険料合計約100万円を業務上預かり保管中、自己の用途に充てる目的で着服横領した（福岡）。

・　**第16回統一地方選挙違反取締状況**

　第16回統一地方選挙における選挙期日後90日（７月７日及び７月21日）現在の検挙件数は1,026件、検挙人員は1,434人（うち逮捕者283人）で、前回の第15回統一地方選挙期日後90日の時点に比べ、検挙件数は956件、検挙人員は1,962人、逮捕人員は346人減少した。

○　罪種別検挙状況（選挙期日後90日現在）

	今回（第16回）			前回（第15回）			増　減		
	件数	人員	うち逮捕	件数	人員	うち逮捕	件数	人員	うち逮捕
買　収	861	1,245	201	1,777	3,131	492	-916	-1,886	-291
自由妨害	50	39	31	42	48	40	8	-9	-9
詐偽投票等	71	96	31	77	103	67	-6	-7	-36
投票偽造	4	11	10	2	6	6	2	5	4
投票干渉	4	9	5	21	14	8	-17	-5	-3
地位利用	1	1	1	10	12	5	-9	-11	-4
戸別訪問	1	3	0	4	11	0	-3	-8	0
文書違反	8	15	1	23	52	5	-15	-37	-4
その他	26	15	3	26	19	6	0	-4	-3
合　計	1,026	1,434	283	1,982	3,396	629	-956	-1,962	-346

【事例】

・　当選候補者(48)は、19年１月ころ、選挙運動者数名に対し、自己のための投票及び投票とりまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、それぞれ現金数万円を供与した（埼玉）。

・　当選候補者(54)は、19年２月ころから３月ころまでの間、数名に対し、選挙運動をすることの報酬として、それぞれ１時間1,000円の割合で計算した金銭を供与する旨の約束をするとともに、未成年者数名を使用して選挙運動をした（京都）。

・　**第21回参議院議員通常選挙違反取締状況**

第21回参議院議員通常選挙における選挙期日後90日（10月27日）現在の検挙件数は156件、検挙人員は237人（うち逮捕者55人）で、前回第20回参議院議員通常選挙期日後90日の時点に比べ、検挙件数は251件、検挙人員は162人、逮捕人員は85人減少した。

○　罪種別検挙状況（選挙期日後90日現在）

	今回（第21回）			前回（第20回）			増　減		
	件数	人員	うち逮捕	件数	人員	うち逮捕	件数	人員	うち逮捕
買　収	67	136	16	203	266	74	-136	-130	-58
自由妨害	49	41	26	92	44	30	-43	-3	-4
詐偽投票等	16	20	6	10	18	12	6	2	-6
投票偽造	6	14	4	4	16	7	2	-2	-3
投票干渉	0	0	0	16	8	4	-16	-8	-4
地位利用	2	2	1	51	15	7	-49	-13	-6
戸別訪問	1	0	0	6	9	0	-5	-9	0
文書違反	12	21	0	11	16	0	1	5	0
その他	3	3	2	14	7	6	-11	-4	-4
合　計	156	237	55	407	399	140	-251	-162	-85

【事例】

・　県議(76)は、選挙運動者と共謀の上、19年６月ころ、選挙人数十名に対し、特定候補者のための投票及び投票とりまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、それぞれ現金数千円を供与した（新潟）。

・　出納責任者(33)は、選挙運動者と共謀の上、19年７月ころから８月ころまでの間、選挙運動者数十名に対し、同人らが選挙人に特定候補者への投票を呼び掛けるなどの選挙運動をしたことの報酬として、それぞれ現金数万円から十数万円を供与した（神奈川）。

2　経済的不正事案の検挙状況

・　**金融・不良債権関連事犯の検挙状況**

19年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は79件で、過去５年間で最も検挙事件数の多かった14年に比べ94件減少、最も少なかった17年に比べ37件減少した。

○　金融・不良債権関連事犯の検挙事件数

区分＼年次	14年	15年	16年	17年	18年	19年
融資過程	25 (9)	29 (13)	20 (11)	20 (12)	32 (14)	19 (15)
債権回収過程	73 (63)	75 (63)	52 (43)	47 (38)	27 (20)	13 (10)
その他の金融機関役職員	75 (3)	63 (0)	72 (1)	49 (1)	68 (1)	47 (0)
合　計	173 (75)	167 (76)	144 (55)	116 (51)	127 (36)	79 (25)

注２：括弧内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を示す。

【事例】

・　漁業協同組合連合会会長(69)は、17年7月ころから10月ころまでの間、自己及び第三者の利益を図る目的で、自己の任務に背き、同連合会の総会又は理事会の決議を得ないまま無断で、水質浄化事業に関する契約を締結し、２回にわたり、同契約に基づく代金の支払いのために額面合計１億3,000万円の小切手を交付し、同連合会に債務を負担させて財産上の損害を加えた（滋賀）。

・　指定暴力団組長(30)らは、18年３月ころから４月ころまでの間、住宅ローン融資名下に地方銀行から金員をだまし取ろうと企て、銀行に対して内容虚偽の源泉徴収票等を提出して住宅ローンの借入申込みを行い、現金合計約7,000万円をだまし取った。

　また、同人らは、18年４月ころから６月ころまでの間、同様の手口で住宅ローン融資名下に地方銀行から現金合計約１億8,000万円をだまし取ろうとしたが、不審に思った銀行員から警察に通報されたため、その目的を遂げなかった（群馬）。

・　**企業犯罪の検挙状況**

　社会的反響の大きい、企業犯罪を多数検挙した。

【事例】

・　ジャスダック上場会社の幹部社員(34)らは、17年11月ころから18年３月ころまでの間、同社が株式分割を行うことを決定したことなどの同社の業務等に関する重要事実を知ったことから、同事実の公表前に同社の株券を買い付けた（大阪）。

　なお、警察によるインサイダー取引事件の検挙は３例目である。

・　電気通信事業会社の代表取締役(55)らは、共謀の上、17年１月ころから９月ころまでの間、通信機器購入資金の出資名下に現金をだまし取ろうと企て、一般投資家に対し、通信機器賃貸会社が出資を受けた資金は、通信機器メーカーから通信機器を購入するために使う旨の内容虚偽のパンフレットを送付して、一般投資家から約３億6,000万円をだまし取った（警視庁）。

・　醤油等の製造販売会社の代表取締役(56)らは、14年６月ころから17年６月ころまでの間、同社の連結決算が債務超過等であったのに、東海財務局長に対し、連結子会社が無く連結財務諸表を作成していない旨を記載した虚偽の有価証券報告書を提出した（愛知）。

　したがって、業績指標①については、検挙事件数に減少がみられるが、これは、統一地方選挙及び参議院議員通常選挙の施行や諸情勢の変化があったことが影響している。また、社会的反響の大きい検挙事例が多数見られ、その中には過去に例を見ない特筆すべき事件検挙もあることなどから、これらを総合的に判断すると、政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙はおおむね推進されたと認められる。

評価の結果	業績指標①についておおむね達成されたという点においては、政治・行政・経済の構造的不正の追及はおおむね強化されたと認められるが、これら不正の追及を求める国民の期待は依然として高いことから、引き続き、構造的不正の追及を強化する必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	引き続き、政治・行政・経済をめぐる構造的不正の追及の強化を図っていくこととする。 特に、研修内容の充実や捜査員の育成強化に努めるとともに、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するなどして不正の追及の強化を推進する。 なお、金融・不良債権関連事犯対策として９年度に認められた地方警察官の増員措置については19年３月をもって終了し、全国で1,000人を超える減員となった。19年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の減少と地方警察官の減員との関係について現在検証中であるが、当面、減員の影響を継続的に検証することとし、その結果を踏まえ、必要な措置を講じていくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成19年の犯罪情勢（20年５月警察庁）
評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	捜査第二課

基本目標２　業績目標４　平成19年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	振り込め詐欺・恐喝（注１）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 注１：従来は、いわゆるオレオレ詐欺（恐喝）、架空請求詐欺（恐喝）及び融資保証金詐欺（恐喝）の３つの類型を振り込め詐欺・恐喝と定義していたが、還付金等詐欺の急増に伴い、19年に、従来の３類型に還付金等詐欺を加えた４つの類型を振り込め詐欺・恐喝と定義することとした。	
業績目標の説明	最近、振り込め詐欺・恐喝を始め、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性の高い知能犯罪が急激に増加している。これらの犯行手口は、一層巧妙化・多様化し、国民の間に甚大な被害が生じていることから、捜査活動を強化するとともに、予防活動を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額 達成目標：振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。 基準年：18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額の減少は、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数 達成目標：振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数を前年よりも増加させる。 基準年：18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数の増加は、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	指標：振り込め詐欺・恐喝の検挙率（注２） 注２：認知件数に対する検挙件数の割合
業績目標達成のために行った施策	○　捜査体制の整備 身近な知能犯罪に対する捜査を強化するため、地方警察官の増員を実施した。 ○　関係警察相互の連携 ・　各道府県警察の首都圏における基礎捜査に従事させるため、「『振り込め詐欺』首都圏派遣捜査専従班」を活用し、関係警察相互の連携を図った。 ・　振り込め詐欺・恐喝の犯行拠点が首都圏に集中している状況にかんがみ、強力かつ効率的に捜査を行うため、１都３県（警視庁、埼玉、千葉及び神奈川）等の担当者による情報交換会議を開催した。 ・　近隣都道府県警察間の連携を図り、強力かつ効率的に捜査を行うため、管区別の情報交換会議を開催した。 ○　広報啓発活動の推進 ・　ウェブサイトに犯行手口や被害に遭わないための注意事項を紹介するなど、被害防止のための広報啓発活動を推進した。 ・　振り込め詐欺・恐喝の被害を防止するため、金融機関団体に対し、特に窓口で声掛けを行ってもらいたい具体的事例を紹介するなどして、注意喚起を依頼した。	

○　広域知能犯罪捜査のための資機材の整備
　広域知能犯罪捜査に必要な資機材を整備した。
○　改正金融機関等本人確認法（注３）及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進
　振り込め詐欺・恐喝の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義携帯電話の譲渡・譲受行為等について、改正金融機関等本人確認法や携帯電話不正利用防止法を適用するなどして、積極的に検挙を図った。

注３：改正金融機関等本人確認法（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律）は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面施行に伴い、20年３月１日、廃止された。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握手法）
　業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額
　19年中の振り込め詐欺・恐喝の認知件数は１万7,930件、被害総額は251億4,242万1,788円で、それぞれ18年に比べ、認知件数は1,090件、被害総額は３億5,087万9,185円減少した。

○　振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額

区分＼年次	18年	19年
認知件数（件）	19,020	17,930
被害総額（円）	25,493,300,973	25,142,421,788

　したがって、業績指標①については、振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額を減少させるという目標は、認知件数及び被害総額いずれも減少幅はわずかであるものの減少したことから、おおむね達成した。

業績指標②　振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数
　19年中の振り込め詐欺・恐喝の検挙人員は454人、検挙件数は3,079件で、それぞれ18年に比べ、検挙人員は307人減少し、検挙件数は105件増加した。

○　振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数

区分＼年次	18年	19年
検挙人員（人）	761	454
検挙件数（件）	2,974	3,079

　したがって、業績指標②については、振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数を増加させるという目標は、検挙件数は増加したものの、検挙人員は減少したことから、達成が十分とは言い難い。

＜参考指標①＞　振り込め詐欺・恐喝の検挙率

○　振り込め詐欺・恐喝の検挙率

区分＼年次	18年	19年
検挙率(%)	15.6	17.2

評価の結果

　業績指標①はおおむね達成されたものの、業績指標②は達成が十分とは言い難いことから、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化は、達成が十分とは言い難い。
　これまで実施してきた施策については、検挙率の漸増、認知件数の漸減といった一定の成果がみられたが、検挙率は、未だ刑法犯全体の水準（19年：31.7%）を大きく下回っており、また、被害状況についても、19年中は月を追うごとに漸増傾向にあり、20年に入ってからもその傾向に歯止めがかから

		ず、過去最悪の被害が発生した16年を上回るペースで推移しているなど、これまでどおりの対策を継続するのみではますます状況が悪化することは明らかであり、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化のため、より一層効果的な施策を講じていく必要がある。
	評価の結果の政策への反映の方向性	振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の検挙及び抑止に向け、都道府県警察に対する指導、関係警察相互の連携、関係省庁・団体等との連携等の強化のための体制の増強を図るとともに、広域知能犯罪捜査のための資機材の整備等を進めるなど、より一層効果的な施策を実施していくこととする。 なお、20年６月11日、振り込め詐欺に係る諸対策の総合的な推進を図るため、次長を長とする「振り込め詐欺対策室」を設置したところであり、振り込め詐欺の撲滅に向けた施策の企画、立案及び総合調整を行うとともに、都道府県警察における施策の推進に当たり、必要な指導及び調整を行っていくこととする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項		20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項		平成19年の犯罪情勢（20年５月警察庁）
評価を実施した時期		19年１月から12月までの間
政策所管課		捜査第二課、生活安全企画課

基本目標２　業績目標５　平成19年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	科学技術を活用した捜査の更なる推進	
業績目標の説明	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入等を図ることにより、科学技術を活用した捜査を更に推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：ＤＮＡ型鑑定の活用状況（鑑定事件数及び効果的事例） 達成目標：ＤＮＡ型鑑定の鑑定事件数の過去５年間の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型鑑定の効果的な活用を更に推進する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： ＤＮＡ型鑑定の鑑定事件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：ＤＮＡ型記録検索システムの活用状況（活用件数及び効果的事例） 達成目標：ＤＮＡ型記録検索システムの過去２年間の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型記録検索システムの効果的な活用を更に推進する。 基準年：17～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： ＤＮＡ型記録検索システムの活用件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：掌紋自動識別システム（注１）の活用状況（活用件数及び効果的事例） 注１：犯罪現場等から採取した掌紋及び被疑者から採取した掌紋を事前に登録し、照会した掌紋と自動的に照合を行い、犯人を特定するシステム 達成目標：掌紋自動識別システムを最適化し、活用件数を増加させる。また、同システムの効果的な活用を更に推進する。 （19年１月、システム最適化） 基準年：15～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 掌紋自動識別システムを最適化し、活用件数を増加させることが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：画像処理装置の活用状況（処理件数及び効果的事例） 達成目標：画像処理件数（注２）の過去４年間の増加傾向を維持する。 また、画像処理の効果的な活用を更に推進する。 注２：警視庁及び道府県警察本部の鑑識担当課が実施した画像処理の件数を計上したもの

		基準年：15～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 　画像処理件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし

業績目標達成のために行った施策

○　科学捜査のための研究の推進
　鑑識資料（指掌紋、足こん跡等）の採取方法等に関する研究を行った。

○　ＤＮＡ型記録検索システムの適正な運用
　犯罪現場等に被疑者が遺留したと認められる血こん等の資料(遺留資料)のＤＮＡ型の記録（遺留ＤＮＡ型記録）及び犯罪捜査上の必要があって適法に被疑者の身体から採取された資料のＤＮＡ型の記録（被疑者ＤＮＡ型記録）を登録し、検索するＤＮＡ型記録検索システムの活用を推進した。

○　新型フラグメントアナライザー（注３）等の整備
　同時に16資料のＤＮＡ型分析が可能な新型フラグメントアナライザーを11県に追加整備するとともに、ＤＮＡ型鑑定に使用する検査キットについて、10座位を検査できるものから16座位を検査できるものに順次変更し、整備を行った。

○　画像処理装置の更新
　７年度に整備された１道１県の画像処理装置の更新整備を行った。

○　ライブスキャナ（注４）の更新
　１道１府11県において、288台のライブスキャナの更新整備を行った。

○　指紋業務用電子計算機の更新（注５）
　指紋の照合に必要な処理装置等の更新を行い適切に運用した。

注３：一度に複数の資料の分析が可能なＤＮＡ型鑑定に用いられる自動分析装置

注４：警察署等において被疑者の指紋・掌紋を光学的に採取し、警察庁等へ送信する装置

注５：成果重視事業。達成目標は、16年度と比較した運用経費の２割程度削減（17～21年度）及び対象システムにおける実質的な稼働率100%の維持。19年度中の16年度と比較した運用経費の削減率は26.2%であり、対象システムにおける実質的な稼働率は100%であることから、目標を達成した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果把握の手法）
　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業務指標①　ＤＮＡ型鑑定の活用状況（鑑定事件数及び効果的事例）

　ＤＮＡ型鑑定事件数は、平成元年の導入以降、増加を続けている。19年中のＤＮＡ型鑑定事件数は２万1,189件と、18年に比べ9,370件（79.3%）増加した。

○　ＤＮＡ型鑑定事件数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
鑑定事件数	782	1,159	2,338	5,751	11,819	21,189

【事例】
　19年３月岡山県の河川敷において、コタツ敷き等で梱包された、後頭部に陥没骨折等のある死体が発見されたが、同コタツ敷きから精液と思料される班痕等を発見・採取してＤＮＡ型鑑定を実施した結果、被害者と異なるＤＮＡ型が検出された。その後、被害者の交友関係者等から口腔内細胞の任意提出を受け、ＤＮＡ型鑑定を実施したところ、その中の１名のＤＮＡ型がコタツ敷きから採取したＤＮＡ型と一致したことから、所要の捜査を実施し被疑者を逮捕した（岡山）。

　したがって、業績指標①については、ＤＮＡ型鑑定事件数が大幅に増加したことから、ＤＮＡ型鑑定の犯罪捜査における積極的な活用が図られたと認められる。

業務指標②　ＤＮＡ型記録検索システムの活用状況（活用件数及び効果的事例）

余罪照会（注６）により19年中に被疑者が確認された事件数は1,283件と、18年に比べ602件（88.4%）増加した。

同一犯行照会（注７）により19年中に同一犯行と確認された事件数は1,104件と、18年に比べ310件（39.0%）増加した。

注６：ＤＮＡ型データベースを用いて、都道府県警察から送られた被疑者ＤＮＡ型記録と検索システム上の遺留ＤＮＡ型記録との対照を行う照会

注７：ＤＮＡ型データベースを用いて、都道府県警察から送られた遺留ＤＮＡ型記録と検索システム上の遺留ＤＮＡ型記録との対照を行う照会

○　ＤＮＡ型記録検索システムの活用状況

	17年	18年	19年
余罪照会により被疑者が確認された事件	151（注８）	681	1,283
同一犯行と確認された事件	199	794	1,104

注８：17年１月から8月までの間は、ＤＮＡ型記録検索システムの前身である遺留資料ＤＮＡ型情報検索システムによる確認事件数を計上している。

【事例】

・　６年１月に大阪府で発生した強盗殺人事件については、遺留資料を冷凍保管していたが、ＤＮＡ型記録検索システムの運用開始に伴い、保管資料のＤＮＡ型鑑定を実施し、17年10月に遺留ＤＮＡ型記録としてＤＮＡ型記録検索システムに登録していたところ、19年９月に発生した他事件の遺留ＤＮＡ型記録と上記強盗殺人事件の遺留ＤＮＡ型記録が一致したものであり、その後、所要の捜査を経て同被疑者を強盗殺人事件で逮捕した（大阪）。

・　19年10月に山形県で発生したひき逃げ事件の被疑者を所要の捜査を経て自動車運転過失致傷罪等で逮捕したが、運転者特定のため車内から遺留資料を採取し、ＤＮＡ型鑑定を実施して運転者を特定するとともに得られた被疑者ＤＮＡ型記録をＤＮＡ型記録検索システムで照会したところ、17年６月に同県で発生した強姦致傷事件の遺留ＤＮＡ型記録と合致したものであり、その後、所要の捜査を行い同被疑者を強姦致傷罪等で逮捕した（山形）。

したがって、業績指標②については、ＤＮＡ型記録検索システムにより被疑者が確認された件数等が大幅に増加したことから、ＤＮＡ型記録検索システムの犯罪捜査における積極的な活用が図られたと認められる。

業務指標③　掌紋自動識別システムの活用状況（活用件数及び効果的事例）

19年中の遺留掌紋照会件数は２万7,495件と、18年に比べ6,503件（30.9%）増加した。

19年中の遺留掌紋確認件数は4,126件と、18年に比べ1,639件（65.9%）増加した。

○　掌紋自動識別システムの活用状況

	15年	16年	17年	18年	19年
照会件数	27,012	23,978	22,224	20,992	27,495
確認件数	2,423	2,421	2,488	2,487	4,126

【事例】

・　19年２月に滋賀県で発生した自動車窃盗事件の被害車両を発見し、被害車両運転席ドア外側から遺留掌紋を採取し、掌紋自動識別システムにより照合したところ窃盗の犯歴を有する少年の掌紋と一致したため、所要の捜査を経て、同少年を逮捕した（滋賀）。

・　19年１月に佐賀県で発生した車上ねらい事件の被害車両の右側ボディから鮮明な遺留掌紋を採取し、掌紋自動識別システムにより照合したところ窃盗の犯歴を有する男の掌紋と一致したため、所要の捜査を経て同男を逮捕したものであり、逮捕後の取調べにより余罪多数を確認した（佐賀）。

したがって、業績指標③については、照会件数、確認件数共に増加しており、掌紋自動識別システムの犯罪捜査における積極的な活用が図られたと認められる。

業務指標④　画像処理装置の活用状況（処理件数及び効果的事例）

19年中の画像処理件数は３万469件と、18年に比べ6,193件（16.9%）減少した。

○　画像処理装置の活用状況（注９）

	15年	16年	17年	18年	19年
画像処理件数	22,778	24,791	36,111	36,662	30,469

注９：簡易画像処理装置による画像処理件数は含まない。簡易画像処理装置とは、画像の明暗調整等簡易な画像処理を行う装置であり、一部の都府警察に整備されているものである。

【事例】

・　19年５月に青森県で発生した強盗事件の被害品であるキャッシュカードが被害現場付近のＡＴＭで使用されていることが判明し、防犯カメラで撮影された画像を入手して画像処理を実施したところ、被疑者は帽子を目深に被るなどしていたため顔の特徴等は判明しなかったが、別のＡＴＭで同被疑者と人着が酷似する不審者が撮影されているのを発見し、画像処理装置により画像を鮮明化して捜査員に還元したところ、同写真と人着が酷似する不審者情報を得るに至り、これを端緒に所要の捜査を実施して被疑者を逮捕した（青森）。

・　19年７月に長野県で発生した窃盗事件において、犯行現場である店舗内の防犯カメラで撮影された画像を画像処理装置で鮮明化するとともに近隣警察署管内で発生していた同種窃盗事件現場の画像と照合したところ、共通した人物が撮影されていたことから、その旨を所轄署に手配した結果、被疑者特定に結びつく情報を得たため、所要の捜査を実施して被疑者を逮捕した（長野）。

業績指標④については、画像処理装置による画像処理件数が減少した。しかし、この減少は、19年においては警視庁で簡易画像処理装置を活用して相当数の画像処理を行ったことによるものと考えられ、他の道府県警察では画像処理装置による画像処理件数は増加傾向を維持している。したがって、画像処理を活用した捜査については推進されたと認められる。

評価の結果	業績指標④については画像処理を活用した捜査が推進されたと認められ、業績指標①、②及び③については目標を達成しており、事件解決に貢献した事例も多くみられたことから、科学技術を活用した捜査は推進されたと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも科学技術を活用した捜査を一層推進していくため、ＤＮＡ型記録検索システムのオンライン化等の捜査用資機材、鑑識資機材の整備・充実や体制の強化を図る。 また、指掌紋自動識別システム、画像処理装置及び簡易画像処理装置等の鑑識関係システムを有効に活用するとともに、現場鑑識活動の強化に向けて取組みを進めていくことにする。 今後、画像処理装置の活用状況に関する評価を行う際は、簡易画像処理装置の活用状況を含めて評価することとする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	捜査官Ｎｏ32（19年11月広報誌）

評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	犯罪鑑識官

基本目標３　業績目標１　平成19年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	暴力団の存立基盤の弱体化	
業績目標の説明	暴力団は、経済的利益を求めて、市民社会や経済活動にまでその対象を広げ、悪らつな犯罪を組織的に敢行する犯罪組織である。最近では、社会情勢の変化に応じて、様々な分野において資金獲得活動を行っていることから、暴力団の資金源対策に重点的に取り組むことにより、暴力団の存立基盤の弱体化を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率（注１） 注１：すべての地方公共団体のうち、暴力団排除条項等を整備している地方公共団体の割合 達成目標：19年の地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率を90%以上にする。 基準年：18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等は、暴力団を公共工事から排除し、暴力団の資金源をはく奪するために整備するものであることから、暴力団排除要綱等の整備率を暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る指標とする。 なお、暴力団排除要綱等の整備率は、今後100%とすることを目指すが、19年中は、近年の整備状況（17年は86%）にかんがみ、整備率を90%以上とすることを達成目標とする。
	業績指標②	指標：暴力団構成員等（注２）に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）のマネー・ローンダリング規定の適用状況（適用事例）及び警察官たる司法警察員からの請求による組織的犯罪処罰法第23条に基づく起訴前の没収保全命令による没収保全額 注２：暴力団構成員等とは、暴力団構成員及び準構成員をいう。 達成目標：組織的犯罪処罰法第10条（犯罪収益等隠匿）、第11条（犯罪収益等収受）及び第23条（起訴前の没収保全命令）の積極的な適用により、暴力団の不法収益のはく奪を強化し、資金獲得活動の封圧を図る。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 不正収益のはく奪につながる組織的犯罪処罰法第10条、第11条及び第23条を積極的に適用することは、暴力団の資金獲得活動に大きな打撃を与えることになるから、同法のマネー・ローンダリング規定の適用状況及び警察官たる司法警察員からの請求による同法第23条に基づく起訴前の没収保全命令による没収保全額を暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る指標とする。
	業績指標③	指標：指定暴力団山口組の検挙状況（検挙事例） 達成目標：指定暴力団山口組に対する取締りを強化する。 基準年：18年　　達成年：19年

		目標設定の考え方及び根拠： 　指定暴力団山口組は、全暴力団構成員の総数の過半数を占める国内最大の暴力団であり、治安の維持に極めて深刻な影響を与えている団体である。そこで、山口組対策を暴力団対策の重点として位置付け、直系組長の検挙等山口組に対して大きな打撃を与える取締りに積極的に取り組むこととしたことから、その検挙状況を暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る指標とする。
	業績指標④	指標：民事訴訟支援状況（支援事例） 達成目標：民事訴訟支援を強化する。 基準年：18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 　弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターとの連携による、暴力団構成員等が行う違法・不当行為の被害者による当該暴力団への損害賠償請求訴訟や、暴力団組事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟への支援は、暴力団の活動資金のはく奪や活動拠点の排除に極めて有効であることから、民事訴訟支援状況を暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る指標とする。
参考指標	参考指標①	組織的犯罪処罰法第23条に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数
	参考指標②	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき発出される暴力的要求行為等に係る中止命令及び再発防止命令の発出件数及び発出事例
	参考指標③	全暴力団員の検挙人員
業績目標達成のために行った施策	○　地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備の働き掛けの推進 　各地の公共工事に介入して多額の資金を獲得する暴力団を排除するため、19年３月、警察庁と国土交通省との間において、「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度」を導入し、国土交通省地方整備局等発注工事からの暴力団排除対策を推進する（注３）とともに、各地方公共団体に対して、暴力団排除要綱等の整備の働き掛けを積極的に行い、これを推進した。 ○　組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定及び組織的犯罪処罰法第23条に基づく起訴前の没収保全命令の積極的活用の推進 　暴力団の資金をはく奪するため、暴力団の活動実態と資金獲得状況の把握に努め、起訴前の没収保全命令を積極的に活用した。 ○　犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行とマネー・ローンダリング対策の推進 　正当な社会経済活動が犯罪収益の流通に利用されることを防止すること、ＦＡＴＦ（注４）勧告を的確に履行すること等を目的とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が平成19年４月に施行され、ＦＩＵ（注５）の体制整備等を通じ、マネー・ローンダリング対策を更に拡充した。（20年３月１日完全施行） ○　企業活動等からの暴力団等反社会的勢力を効果的に排除する施策の推進 　犯罪対策閣僚会議の下に設置された「暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチーム」に積極的に参画し、関係省庁と連携して、企業活動等から暴力団を始めとする反社会的勢力を効果的に排除する仕組みを構築するとともに、19年７月、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定し、普及・啓発に努めた。 ○　民事訴訟支援の実施の推進 　暴力団を相手方とする民事訴訟の支援を警察、都道府県暴力追放運動推進センター及び弁護士会と連携して積極的に推進した。	

○　指定暴力団山口組等に対する集中的な取締りの推進
　暴力団に関する情報の収集、集約及び分析に基づき、取締りの重点とする指定暴力団山口組等に対し、集中的な取締りを推進した。
○　繁華街等における組織犯罪集中取締り対策の推進
　暴力団の資金獲得活動が集中する繁華街等において、積極的な取締り等を推進した。

注３：地方整備局等は、19年において、都道府県警察からの通報に基づき、同局等の発注工事に関し、入札参加資格を有する35社に対して指名停止等の措置を行った。

注４：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略。1989年（元年）のアルシュ・サミットにおいて、マネー・ローンダリング対策の推進を目的として設置された国際的な枠組みであり、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的な基準の策定及び普及並びに国際協力の推進に指導的な役割を果たしているもの

注５：Financial Intelligence Unit(資金情報機関)の略。金融機関等による疑わしい取引に関する届出を犯罪捜査に有効に活用できるようにするため、各国が情報を一元的に集約・分析して捜査機関等に提供する機関として設置しているもの

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率
　19年中の地方公共団体（注６）の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率は89.5%と、18年に比べ0.8ポイント向上した。

注６：19年12月31日現在における地方公共団体数は、1,868団体

○　地方公共団体による暴力団排除条項等の整備状況

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
整備率(%)	64.8	70.1	71.5	86.0	88.7	89.5

【事例】
・　民間発注の工事を妨害した山口組傘下組織幹部等を威力業務妨害事件で逮捕し、捜査の過程において、建設業者が地元対策費名目で同組織幹部に資金提供している事実を明らかにし、岡山県及び中国地方整備局に通報した結果、資金提供した当該業者に対し、岡山県が18か月の指名停止処分、中国地方整備局が指名除外処分とした（岡山）。
・　警察は、県に対し働き掛けを行い、排除措置対象の契約を建設工事から調達契約、公有財産の売払いまで拡大し、不当要求等に対する警察への報告届出義務を導入する合意書を県と締結した（愛知）。

　したがって、業績指標①については、目標の整備率である90%に満たず、達成が十分とは言い難い。

業績指標②　組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定の適用状況（適用事例）及び警察官たる司法警察員からの請求による組織的犯罪処罰法第23条に基づく起訴前の没収保全命令による没収保全額

１　組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定の適用状況
　19年中の組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定を適用した暴力団構成員等の検挙件数は60件と、14年から18年までの平均検挙件数38件に比べ22件（57.9%）増加した。

○　組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定の適用による暴力団構成員等の検挙件数（件）

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
総　数	16	35	40	48	53	38	60
10条（隠匿）	9	25	29	21	18	20	35
11条（収受）	7	10	11	27	35	18	25

【事例】

・　山口組傘下組織組員らが、住宅ローン名下の詐欺により詐取した金員で分譲マンションを購入した際、他人名義で所有権移転登記を行い、犯罪収益等の取得につき事実を仮装したことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した（警視庁、埼玉）。

・　稲川会傘下組織幹部らが、風俗店経営者から違法営業で得た現金を、その情を知りながら、用心棒代名下に徴収し犯罪収益を収受したことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙した（神奈川）。

2　組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令による没収保全額

19年中の組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全額は1,941万3,449円と、14年から18年までの平均没収保全額387万2,254円に比べ1,554万1,195円（401.3%）増加した。

○　暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令額

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
没収保全額(円)	3,975,630	2,705,061	11,855,599	0	824,982	3,872,254	19,413,449

【事例】

・　極東会傘下組織幹部を首魁とする組織的なパチスロゴトグループ（注7）が、ゴト行為により得たメダルを換金後、借名口座に振込入金していた事実により組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した後、同口座に残存していた預金債権の一部約155万円につき犯罪収益として起訴前の没収保全命令を請求した（静岡）。

注7：ゴト行為とは、ぱちんこ営業者の意思に反し、本来の遊技行為以外の不正行為を行うことにより、遊技機から玉又はメダルを窃取することをいう。

・　繁華街・歓楽街総合対策本部による西川口歓楽街の取締りにおいて、バカラ賭博を開張していた風俗店を摘発し、関係者を組織的犯罪処罰法違反（組織的賭博場開張図利）で検挙したほか、賭博準備金約1,176万円について、起訴前の没収保全命令を請求した（埼玉）。

したがって、業績指標②については、組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定の適用件数が年々増加し、没収保全額も増加傾向にあることから、達成されたと認められる。

＜参考指標①＞　組織的犯罪処罰法第23条に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数

○　暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
発出件数	4	3	5	0	3	3	7

業績指標③　指定暴力団山口組の検挙状況（検挙事例）

19年中の暴力団構成員等の総検挙人員は２万7,169人と、18年に比べ1,248人（4.4%）、このうち指定暴力団山口組の検挙人員は１万4,869人と、18年に比べ270人（1.8%）、それぞれ減少したが、総検挙人員に占める山口組構成員等の検挙人員の割合は、18年に比べ1.5ポイント向上した。

19年中の総検挙件数に占める指定暴力団山口組構成員等の検挙件数は３万,654件と、18年に比べ1,304件（4.4%）増加し、総検挙件数に占める山口組構成員等の検挙件数の割合は、18年に比べ2.3ポイント向上した。

○　指定暴力団山口組の検挙人員

		14年	15年	16年	17年	18年	19年
暴力団構成員等の総検挙人員		30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	27,169
	山口組構成員等人員	15,958	16,272	15,421	15,675	15,139	14,869
	割　合（%）	51.8	53.2	52.5	52.9	53.2	54.7

○　指定暴力団山口組の検挙件数

		14年	15年	16年	17年	18年	19年
暴力団構成員等の総検挙件数		49,217	52,876	51,305	56,208	57,557	57,524
	山口組構成員等件数	22,749	28,205	28,036	31,771	29,350	30,654
	割　合（%）	46.2	53.3	54.6	56.5	50.9	53.2

【事例】

・　山口組傘下組織組長らが、ロシア人船員と共謀し、税関長の許可を受けずに熊胆等を密輸入したことから、関税法違反等で検挙した（長野）。

・　山口組傘下組織幹部らが、道路の除雪作業に関して、市役所職員等に因縁をつけ金員を喝取しようとしたことから、恐喝未遂で検挙した（新潟）。

したがって、業績指標③については、暴力団構成員等及び山口組構成員等の検挙人員並びに暴力団構成員等の検挙件数がやや減少したものの、山口組構成員等の検挙件数並びに山口組構成員等の検挙人員の割合及び検挙件数の割合は基準年である18年より増加しており、山口組に集中した取締りの効果が表れていることから、おおむね達成されたと認められる。

＜参考指標②＞　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき発出される暴力的要求行為等に係る中止命令及び再発防止命令の発出件数及び発出事例

○　中止命令及び再発防止命令の発出件数（件）

		14年	15年	16年	17年	18年	19年
中　止　命　令		2,599	2,609	2,717	2,668	2,488	2,427
	うち暴力的要求行為に係るもの	1,495	1,553	1,763	1,719	1,618	1,604
再 発 防 止 命 令		141	114	161	112	128	110
	うち暴力的要求行為に係るもの	96	81	103	89	88	74

【事例】

・　山口組傘下組織幹部が、解体工事を受注し施工中の解体業者に対し、自己の名刺を差し出し、「知っている業者を入れたりできないか。自販機とか弁当とか現場で扱っているのか。うちに挨拶がないが仕事をする前にうちに挨拶をしたのか。」等と告げて、解体工事の受注や弁当の納入等の役務提供の受入れを要求したことから、中止命令を発出した（警視庁）。

・　住吉会傘下組織幹部が、少年に対し、「俺の紹介するところでちゃんと仕事しろよ。やりたくなかったら死ぬか、それともヤクザをやれよ。」等と告げて、暴力団に加入することを強要したことから、中止命令を発出した（埼玉）。

・　山口組傘下組織組長らが、弁当店等に対し、同組織の威力を示して、みかじめ料等を要求したこと等から、１年間、配下の組員に営業を営む者に対するみかじめ料等の要求を行うことを命ずるなどしてはならない旨再発防止命令を発出した（大阪）。

＜参考指標③＞　全暴力団員の検挙人員

○　全暴力団構成員等の検挙件数及び検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
検挙件数（件）	49,217	52,876	51,305	56,208	57,557	57,524
検挙人員（人）	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	27,169

業績指標④　民事訴訟支援状況（支援事例）

19年中の民事訴訟支援の件数は96件と、18年に比べ２件（2.1%）増加した。

○　暴力団関係事案に係る民事訴訟支援件数（件）（注８）

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
民事訴訟支援件数	145	136	81	134	94	96

注８：民事介入暴力事案以外に関する民事訴訟支援を含む。

	【事例】 ・　18年に移転してきた山口組傘下組織の事務所について、その事務所について使用を差し止めるため、建物使用目的制限等訴訟を提起した（福島）。 ・　13年、住吉会傘下組織組長らが配下組員を殺害した者と誤認して無関係の男性を殺害したことについて、17年、同男性の遺族が同組長及び住吉会代表等に対し、使用者責任等に基づき損害賠償請求訴訟を提起した件で、19年、東京地方裁判所が住吉会代表等に対する使用者責任等を認定し、支払いを命じた（20年、控訴審で和解）（警視庁）。 ・　15年、山口組傘下組織組員が、女性から交通事故示談金名下に多額の現金を喝取したことについて、18年、同女性が当該組織の上部団体の暴力団組織組長に対し、使用者責任に基づき損害賠償請求訴訟を提訴した件で、19年、京都地方裁判所が同組長に対する使用者責任を認定し、支払いを命じた（20年、控訴審で和解）（京都）。 したがって、業績指標④については、18年より支援件数が増加するとともに、指定暴力団内部の上位者に対する使用者責任が認容された事例がみられたことから、おおむね達成されたと認められる。
評価の結果	業績指標①は、達成が十分とは言い難いものの、19年４月、国土交通省との間で同省地方整備局等の発注工事に関する暴力団排除のための通報報告制度を導入し、同年12月には、農林水産省発注の公共工事においても同様の制度を導入するなど、公共工事からの暴力団排除活動の推進は着実に図られていると認められ、引き続き暴力団排除要綱等の整備率の向上を図っていく。 業績指標②は達成され、業績指標③及び④はおおむね達成されたと認められることから、暴力団の存立基盤の弱体化はおおむね達成されたと認められる。 しかし、依然として、暴力団は資金獲得犯罪を多様化させ、獲得した資金を巧妙に隠匿するなど不透明化を図っていることから、引き続き、暴力団組織の実態把握の強化と取締りを推進し、資金のはく奪実績の向上を図る必要がある。 また、暴力団の存立基盤の弱体化を目指し、暴力団犯罪被害者や地域住民と一体となった民事訴訟支援、並びに行政、企業及び地域における暴力団排除活動について、都道府県暴力追放推進センターや弁護士会と連携し、強力に展開していく必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	疑わしい取引に関する情報の分析機能の向上を図り、これを積極的に活用するなどして、暴力団の資金獲得実態や組織実態等の解明を推進するとともに、徹底した取締りを行うことによって、暴力団の存立基盤の弱体化を図っていくこととする。 また、公共工事や企業活動からの暴力団排除活動を推進して、暴力団の資金源の封圧に努め、国民の経済活動の健全性を確保するとともに、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会等と連携して、暴力団を相手方とする民事訴訟支援、社会復帰対策を推進し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の効果的な運用を図っていくこととする。 なお、第169回通常国会において、指定暴力団の代表者等に対する民事責任追及や対立抗争等に関する賞揚等の規制等を柱とする暴力団対策法の一部を改正する法律案を提出し、20年４月30日に成立した。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・平成19年の暴力団情勢（20年４月警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課・企画分析課） ・犯罪統計書（14～18年警察庁） ・ＪＡＦＩＣ年次報告書（平成19年）（20年３月警察庁組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官）

評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	暴力団対策課、企画分析課、犯罪収益移転防止管理官

基本目標３　業績目標２　平成19年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	薬物密輸・密売組織の取締りの強化	
業績目標の説明	我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から流入し、密売されていること及び薬物乱用は、乱用者の精神及び身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により凶悪な事件を引き起こすこともあり、社会の安全を脅かすものであることから、密輸・密売にかかわる組織の取締りを強化し、これら組織に打撃を与える。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：暴力団員等及びイラン人による覚せい剤事犯の検挙状況（検挙人員及び検挙事例） 達成目標：暴力団及びイラン人密売組織に対する取締りを強化し、薬物の密輸・密売にかかわる組織に打撃を与える。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団及びイラン人密売組織が薬物の密売に深くかかわっていることから、暴力団員等及びイラン人による覚せい剤事犯の検挙状況が薬物密輸・密売組織の取締りの強化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第５条（業として行う不法輸入等）、第６条（薬物犯罪収益等隠匿）及び第７条（同収受）の適用状況（適用事例）並びに警察官たる司法警察員からの請求による第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額（注１） 注１：第５条は、薬物の密輸・密売等を業として者を重く処罰するもの、第６条は、薬物犯罪により得た財産等を隠匿した者を処罰するもの、第７条は、薬物犯罪により得た財産等を収受した者を処罰するものである。 第19条は、薬物犯罪等の没収対象財産について、没収の裁判の執行等を確保するため、起訴前に警察官等の請求により、裁判所の命令によって、没収対象財産の処分を禁止するものである。 達成目標：麻薬特例法第５条、第６条、第７条及び第19条の適用による薬物密輸・密売組織の薬物犯罪収益等のはく奪を強化し、資金獲得活動の封圧を図る。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 不正収益のはく奪につながる麻薬特例法第５条、第６条、第７条及び第19条を積極的に適用することは、薬物密売組織の資金獲得活動に大きな打撃を与えることから、同法第５条、第６条及び第７条の適用状況並びに警察官たる司法警察員からの請求による第19条に基づく起訴前の没収保全命令による没収保全額は、薬物密輸・密売組織の取締りの強化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：覚せい剤、大麻及びＭＤＭＡ等合成麻薬に係るコントロールド・デリバリー（注２）の実施件数 注２：取締機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させて、その者らを検挙する捜査手法をいう。

		達成目標：組織犯罪対策に有効な捜査手法を積極的に活用することにより、薬物密輸・密売組織に効果的な打撃を与える。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 覚せい剤、大麻及びＭＤＭＡ等合成麻薬に係るコントロールド・デリバリーは組織犯罪対策上有効な捜査手法であり、その実施件数は、薬物密輸・密売組織の取締りの強化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	薬物種類別押収量
	参考指標②	薬物事犯別検挙人員
	参考指標③	薬物密輸入事犯の検挙件数
業績目標達成のために行った施策	○　国内外の関係機関と連携した水際対策の推進 外国関係機関との情報交換、合同オペレーション、国内関係機関との連絡会議、人事交流、合同捜査・訓練を実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。 ○　薬物密輸・密売組織の壊滅を目指した取締りの強化 薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当て、通信傍受を実施するなどして、薬物密輸・密売組織の壊滅を目指した取締りを強化した。 ○　薬物事犯取締活動強化月間の実施 19年５月から６月までにかけての１か月間を薬物取締活動強化月間に設定して、全国一体となった取締りを実施した。 ○　関係国との情報交換、国際会議・セミナーの開催等国際協力の推進 国連麻薬委員会への参加､アジア・太平洋薬物取締会議の開催等を通じ､情報交換を行うとともに、薬物犯罪取締セミナーの開催等により、東南アジア諸国等に対する薬物取締りの技術移転を推進した。 ○　薬物事犯捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施 薬物事犯捜査に従事する者を対象として、事件指揮、通信傍受、コントロールド・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を実施した。 ○　密輸・密売対策用装備資機材の整備 19年度において、薬物密売組織等を壊滅するための薬物取締り用車、特殊な捜査手法の活用のための装備資機材等を整備した。 ○　繁華街等における組織犯罪集中取締り対策の推進 薬物密売組織の活動拠点等となっている繁華街での取締りを推進した。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　暴力団員等及びイラン人による覚せい剤事犯の検挙状況（検挙人員及び検挙事例）** **１　暴力団構成員等による覚せい剤事犯検挙人員** 19年中の暴力団構成員等による覚せい剤事犯検挙人員は6,359人と、14年から18年までの平均検挙人員6,229人に比べ130人（2.1%）増加した。 ○　暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員	

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
検挙人員（人）	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	13,713	12,009
うち暴力団構成員等(人)	6,738	6,050	5,430	6,853	6,076	6,229	6,359
比率(%)	40.2	41.4	44.4	51.3	52.4	45.4	53.0

２　来日イラン人による覚せい剤事犯検挙人員

19年中の来日イラン人による覚せい剤事犯検挙人員は85人と、14年から18年までの平均検挙人員99人に比べ14人（14.1%）減少した。

○　来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
来日イラン人（人）	165	109	74	88	60	99	85
うち営利犯（人）（注3）	74	41	33	45	29	44	41
比率(%)	44.8	37.6	44.6	51.1	48.3	44.8	48.2

注３：営利犯とは、営利目的所持及び営利目的譲渡をいう。

【事例】

名古屋市内を活動拠点として薬物を密売していたイラン人８人と、これら密売人から薬物を購入していた日本人客４人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡等）で逮捕するとともに、密売組織に車両を提供したイラン人１人を電磁的公正証書原本不実記載、同供用罪で逮捕した（愛知）。

したがって、業績指標①については、来日イラン人の検挙人員が減少したものの、暴力団構成員等の検挙人員が増加したことから、おおむね達成されたと認められる。

＜参考指標②＞　薬物事犯別検挙人員

○　薬物事犯別検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
覚せい剤（人）	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	13,713	12,009
大麻（人）	1,748	2,032	2,209	1,941	2,288	2,044	2,271
MDMA等合成麻薬（人）	117	256	417	403	370	313	296

業績指標②　麻薬特例法第５条（業として行う不法輸入等）、第６条（薬物犯罪収益等隠匿）及び第７条（同収受）の適用状況（適用事例）並びに警察官たる司法警察員からの請求による第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額

１　麻薬特例法第５条（業として行う不法輸入等）、第６条（薬物犯罪収益等隠匿）及び第７条（同収受）の適用状況

19年中の麻薬特例法の適用件数は、第５条が38件と、14年から18年までの平均適用件数41件に比べ３件（7.3%）減少したが、第６条が５件と、平均適用件数４件に比べ１件（25.0%）増加した。また、第７条は２件と、平均適用件数と同数であった。

○　麻薬特例法第５条、６条及び７条の適用件数

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
第５条（件）	43	32	45	47	40	41	38
第６条（件）	0	8	5	3	5	4	5
第７条（件）	0	2	0	2	5	2	2

【事例】

コンビニの駐車場やガソリンスタンド等で、多数の客に対し、覚せい剤、コカイン及び乾燥大麻を密売していたイラン人らを麻薬特例法違反第５条（業として行う不法輸入等）で検挙した（三重）。

２　警察官たる司法警察員からの請求による第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額

19年中の麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額は4,503万2,829円と、14年から18年までの平均没収保全額１億479万218円に比べ5,975万7,389円（57.0%）減少した。

○　麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
没収保全額(円)	305,619,061	47,839,109	67,440,983	92,619,024	10,432,915	104,790,218	45,032,829

【事例】

薬物密売組織の中間密売人である被疑者は、18年１月ころから19年１月ころまでの間、覚せい剤計約497グラムを約1,500万円で仕入れ、計約2,000万円で密売していたもので、同人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）等で検挙するとともに、同人が薬物の密売収益を隠匿するために使用していた他人名義の郵便貯金口座（残高約140万円）に対して麻薬特例法に基づき起訴前の没収保全命令を請求し、同口座を凍結した（岡山）。

したがって、業績指標②については、麻薬特例法第６条の適用件数は増加したものの、第５条の適用件数及び第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額が減少したことから、達成が十分とは言い難い。

＜参考指標①＞　薬物種類別押収量

○　薬物種類別押収量（注４）

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
覚せい剤（kg）	439.7	486.8	406.1	123.3	136.4	318.5	340.1
粉末（kg）	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8	315.1	339.3
錠剤（kg）	2.7	(11.8g)	(61.5g)	4.4	9.6	3.4	0.8
（錠）	16,031	70	366	26,402	56,886	19,951	4,914
乾燥大麻（kg）	224.3	537.2	606.6	643.1	225.8	447.4	437.8
大麻樹脂（kg）	244.1	267.0	294.5	230.5	96.7	226.6	20.1
MDMA等合成麻薬(錠)	174,259	393,088	469,126	571,522	186,226	358,844	1,233,883

注４：覚せい剤錠剤の押収量（kg）は、１錠を0.168ｇとして換算している。

業績指標③　覚せい剤、大麻及びＭＤＭＡ等合成麻薬に係るコントロールド・デリバリーの実施件数

19年中のコントロールド・デリバリーの実施件数は39件と、14年から18年までの平均実施件数48件に比べ９件（18.8%）減少した。

○　コントロールド・デリバリーの実施件数

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
実施件数（件）	26	63	78	42	29	48	39

したがって、業績指標③については、コントロールド・デリバリーの実施件数が減少したことから、達成が十分とは言い難い。

＜参考指標③＞　薬物密輸入事犯の検挙件数

○　薬物密輸入事犯の検挙件数

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
覚せい剤（件）	16	47	102	27	63	51	65
大麻（件）	157	207	191	142	120	163	72
MDMA等合成麻薬(件)	25	30	35	16	12	24	41
計	198	284	328	185	195	238	178

評価の結果

業績指標①はおおむね達成されたと認められるものの、業績指標②及び③は達成が十分とは言い難いことから、薬物密輸・密売組織の取締りの強化は、達成が十分とは言い難い。

麻薬特例法の適用件数、コントロールド・デリバリーの実施件数の減少に

		ついては、薬物犯罪収益の隠匿、密輸の手口が巧妙化していることが原因と考えられることから、今後、薬物犯罪収益の更なる解明、コントロールド・デリバリー等特殊な捜査手法の効果的な活用等の対策を講ずる必要がある。
	評価の結果の政策への反映の方向性	薬物の密輸・密売にかかわる組織の取締りを更に強化し、これらの組織に打撃を与える。 特に、麻薬特例法の適用、コントロールド・デリバリーの実施については、薬物犯罪収益の更なる解明、特殊な捜査手法の効果的な活用等の対策を講ずる必要があることから、より多くの証拠の収集と徹底した分析の実施、装備資機材の充実等を図る。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項		20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項		平成19年中の薬物・銃器情勢（20年４月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課）
評価を実施した時期		19年１月から12月までの間
政策所管課		薬物銃器対策課

基本目標３　業績目標３　平成19年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化	
業績目標の説明	暴力団等犯罪組織が依然としてけん銃を組織的に管理し、対立抗争に際して銃器発砲事件を引き起こしていることから、暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を図るとともに、暴力団等犯罪組織による銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の取締りを強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：武器庫事件（注１）の検挙状況（検挙件数、検挙事例及びけん銃押収丁数）、暴力団員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況（検挙件数、検挙事例及びけん銃押収丁数） 注１：組織的に管理された３丁以上のけん銃を押収した事件をいう。 達成目標：暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を強化する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団等犯罪組織が組織的に管理する武器庫事件の検挙状況等は、暴力団等犯罪組織による銃器犯罪取締りの強化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数（注２） 注２：暴力団構成員及び暴力団準構成員によるとみられるもの並びに暴力団の関与がうかがわれるものを含む。 達成目標：暴力団等犯罪組織による銃器発砲事件を抑止する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団等犯罪組織による銃器発砲事件を抑止することは、暴力団等犯罪組織による銃器犯罪取締りの強化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	けん銃に係る銃刀法違反事件検挙状況
	参考指標②	けん銃等の押収丁数
	参考指標③	銃器発砲事件の発生件数
業績目標達成のために行った施策	○　犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発の強化 暴力団等犯罪組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当て、突き上げ捜査を徹底するなどして、犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発を強化した。 ○　けん銃取締り特別強化月間の実施 19年10月をけん銃取締り特別強化月間に設定して、全国一体となった取締りを実施した。 ○　銃器事犯捜査に関する知識及び技能の習得を目的とした研修の実施 銃器事犯捜査に従事する者を対象として、事件指揮、通信傍受、コントロールド・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を実施した。 ○　繁華街等における組織犯罪集中取締り対策の推進 暴力団等犯罪組織の活動拠点等となっている繁華街での取締りを推進した。	

効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　武器庫事件の検挙状況、暴力団員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況**

1　武器庫事件の検挙件数及びけん銃押収丁数

19年中の武器庫事件の検挙件数は12件と、14年から18年までの平均検挙件数９件に比べ３件（33.3%）、押収丁数は84丁と、平均押収丁数54丁に比べ30丁（55.6%）、それぞれ増加した。

○　武器庫事件検挙件数及びけん銃押収丁数

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
検挙件数（件）	8	10	11	11	7	9	12
押収丁数（丁）	68	60	49	56	36	54	84

【事例】

松葉会傘下組織に係るけん銃隠匿情報を入手して、同組織元総長の関係先を捜索したところ、けん銃13丁、実包264個を発見押収し、元総長等２人を逮捕した（茨城）。

2　暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及びけん銃押収丁数

19年中の暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数は136件と、14年から18年までの平均検挙件数224件に比べ88件（39.3%）、押収丁数は231丁と、平均押収丁数283丁に比べ52丁（18.4%）、それぞれ減少した。

○　けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
検挙件数（件）	397	453	390	287	265	358	240
暴力団構成員等（件）	271	257	254	180	160	224	136
比率(%)	68.3	56.7	65.1	62.7	60.4	62.6	56.7
押収丁数（丁）	747	785	601	489	458	616	548
暴力団構成員等（丁）	327	334	309	243	204	283	231
比率(%)	43.8	42.5	51.4	49.7	44.5	45.9	42.2

したがって、業績指標①については、武器庫事件の検挙件数及び押収丁数が増加したものの、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び押収丁数は減少したことから、達成が十分とは言い難い。

＜参考指標①＞　けん銃及びけん銃部品にかかる銃刀法違反事件の検挙状況（検挙人員）

○　けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
検挙人員（人）	380	419	360	245	289	339	241
暴力団構成員等（人）	263	250	240	157	191	220	150
比率(%)	69.2	59.7	66.7	64.1	66.1	64.9	62.2

＜参考指標②＞　けん銃等の押収丁数

○　けん銃等（注３）の押収状況

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
けん銃　押収丁数（丁）	747	785	601	489	458	616	548
暴力団構成員等（丁）	327	334	309	243	204	283	231
比率(%)	43.8	42.5	51.4	49.7	44.5	45.9	42.2
小銃　押収丁数（丁）	4	11	6	5	11	7.4	16
暴力団構成員等（丁）	0	1	0	1	2	0.8	1
比率(%)	0	9.1	0	20.0	18.2	10.8	6.3
機関銃　押収丁数（丁）	0	2	0	1	0	0.6	1
暴力団構成員等（丁）	0	0	0	0	0	0	1
比率(%)	0	0	0	0	0	0	100.0
砲　押収丁数（丁）	0	2	0	0	1	0.6	0
暴力団構成員等（丁）	0	2	0	0	1	0.6	0
比率(%)	0	100.0	0	0	100.0	100.0	100.0

業績指標②　暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数

19年中の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は41件と、14年から18年までの平均発生件数78件に比べ37件（47.4%）、対立抗争に起因するとみられる銃器発砲事件の発生件数は12件と、平均発生件数17件に比べ５件（29.4%）、それぞれ減少した。

○　暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
暴力団等（件）	112	104	85	51	36	78	41
対立抗争(件)	21	32	19	11	0	17	12

したがって、業績指標②については、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は減少したことから、おおむね達成されたと認められる。

＜参考指標③＞　銃器発砲事件の発生件数

○　銃器発砲事件の発生件数

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
発砲件数（件）	158	139	104	76	53	106	65
その他・不明(件)	46	35	19	25	17	28	24

評価の結果

業績指標②についてはおおむね達成されたと認められる一方、業績指標①については、武器庫事件の検挙件数及び押収丁数が増加し、暴力団等による対立抗争に使用されるおそれのある質の高いけん銃の押収が図られたものの、達成が十分とは言い難いことから、暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化は、達成が十分とは言い難い。

19年中は長崎市長射殺事件を始めとする凶悪な銃器発砲事件の発生がみられ、市民生活に大きな不安と脅威を与えた。また、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び押収丁数の減少については、けん銃情報の潜在化及びけん銃の隠匿手口の巧妙化により、けん銃の押収が困難となっていることが原因と考えられることから、今後、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を図るとともに、暴力団等犯罪組織による銃刀法違反事件の取締りを更に強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。

特に、けん銃情報の潜在化及びけん銃の隠匿手口の巧妙化については、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる

		必要があることから、けん銃110番報奨制度（注４）の活用、警察犬等装備資機材の充実等を図る。 注４：全国共通フリーダイヤル番号により、けん銃その他の銃器等に関する情報の提供を受け付け、けん銃等の押収及び被疑者の検挙に至った場合に、通報者に対して報奨金を支払う制度
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項		20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項		平成19年中の薬物・銃器情勢（20年４月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課）
評価を実施した時期		19年１月から12月までの間
政策所管課		薬物銃器対策課、暴力団対策課

基本目標３　業績目標４　平成19年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	来日外国人犯罪対策の強化	
業績目標の説明	近年、国際組織犯罪を始めとする来日外国人犯罪が多発していることから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、国内外の関係機関との連携を強化するための基盤を整えること等により、国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び事件検挙を強化するなど来日外国人犯罪対策を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）の検挙状況（検挙事例）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪の検挙状況（検挙事例） 達成目標：国際犯罪組織の取締りを強化する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 組織的な背景を有する来日外国人犯罪に対して積極的な検挙を行うとともに、国際組織犯罪の敢行を容易にする犯罪インフラに対する取締りを強化することが、来日外国人犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：ＩＣＰＯを通じた情報の発信・受信の数 達成目標：ＩＣＰＯを通じた国際組織犯罪の取締りを強化する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： ＩＣＰＯを通じた情報交換により、国際組織犯罪の検挙に必要な情報等を入手することが可能となることから、ＩＣＰＯを通じた情報の発信・受信の数が、来日外国人犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	来日外国人犯罪の検挙人員、検挙件数
	参考指標②	来日外国人犯罪罪種別検挙件数
	参考指標③	来日外国人犯罪の共犯件数
業績目標達成のために行った施策	○　法務省等の国内関係機関との緊密な情報交換等の実施 犯罪対策閣僚会議の下に設置された「在留管理に関するワーキングチーム」への参画や、事前旅客情報システムに関する情報共有及び外国人個人識別情報認証業務の運用（19年11月20日開始）に関して法務省と協議を行うなど、国内関係機関との緊密な情報交換等を実施した。 ○　各種協議等を通じた外国関係機関との連携強化 中国、韓国、ロシア等との間で、捜査協力等について実務者レベルで協議を行った。 ○　来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間の実施 19年６月を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」とし、来日外国人犯罪の取締りの徹底、国際犯罪組織の実態解明の徹底及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動を推進した。	

	○　国際犯罪組織の実態解明及び来日外国人犯罪の検挙 　国際犯罪組織の組織運営、資金獲得活動等の実態解明を始め、暴力団や偽装結婚をあっせんする悪質な企業等との人的又は資金的なつながり等についての実態解明を行うとともに、組織の実態に応じた効果的な取締りを行った。 ○　国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施 　警察大学校国際警察センターにおいて、国際捜査を担当する警部及び警部補を対象に、国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の修得を目的とした研修を、５月及び12月の２回実施した。 ○　来日外国人犯罪捜査力の基盤の整備 　国際組織犯罪の捜査体制強化のための増員及び組織犯罪対策部に国際組織犯罪対策官の新設を行った。 　国際犯罪組織の実態解明や摘発を一層推進するため、来日外国人集住地域対策及び中国人犯罪組織対策に係る装備資機材を整備した。 ○　繁華街等における組織犯罪集中取締り対策の推進 　外国人犯罪組織の拠点等が多数存在する地域において、捜査に従事する専従部隊が使用する装備資機材を整備し、犯罪組織に関する情報収集、収集した情報を分析することによる犯罪組織の解明及び分析結果に基づく戦略的・集中的な取締りを推進した。
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の方法） 各業績指標について、基準年を基に達成年における達成状況を測定する。 （結果） **業績指標①　国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）の検挙状況（検挙事例）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪の検挙状況（検挙事例）** **１　国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法就労助長事犯等）の検挙状況** 【事例】 ・　東京都内でロシア国籍等の女性が偽装結婚しているとの情報に基づき、偽装結婚当事者のロシア人を逮捕し、偽装結婚をあっせんしていたリサイクル会社の社長等を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等で逮捕して偽装結婚組織を壊滅したほか、偽装結婚のロシア人女性らが稼働していたロシアンクラブに対する東京入国管理局との合同摘発を実施し、ロシア人女性等多数を出入国管理及び難民認定法違反（資格外活動、不法就労等）で検挙するとともに、ロシアンクラブの経営者等を同法違反（不法就労助長罪）で検挙し、歓楽街における犯罪基盤を壊滅した（警視庁）。 ・　愛知県内で偽造外国人登録証明書を使用して稼働していた中国人の逮捕及び取調べから、偽造身分証明書等のあっせんブローカーの存在を把握し、 偽造身分証のブローカー及び購入者を逮捕して突上げ捜査を実施した結果、身分証の偽造グループを突き止め、同県内所在の偽造工場を摘発するとともに、19年６月までに首魁を含む中国人偽造グループと偽造身分証の原料を中国から輸入していた日本人を有印公文書偽造罪等で順次逮捕し、身分証の偽造組織を壊滅した（愛知、愛媛）。 **２　組織的な背景を有する来日外国人犯罪の検挙状況** 【事例】 ・　17年10月以降、埼玉県のエステ店等に客を装って入り、従業員等にけん銃様のものを突きつけて脅迫し、粘着テープ等で緊縛した上、現金、貴金属等を強取した事件で、19年２月までに中国人被疑者５人を強盗罪で逮捕した。被疑者らは、事前に把握した不法滞在者等の同国人経営店、同居住マンション等を対象に犯行に及んでいたもので、その場で被害者から暗証番号を聞き出し、強取したキャッシュカードを使用した払出盗も行っていた（埼玉）。 ・　17年ころから、中国人らで構成された偽造カード組織が、整体院やスポーツクラブでスキミングしたカードデータにより偽造カードを作成

し、銀行等の現金自動預払機から現金を払い出すなどしていた事件で、中国人18人、韓国人１人、日本人４人らを窃盗罪で逮捕した。犯人らは19年２月までの間に、１都２府10県、被害総額約３億4,000万円に及ぶ広域かつ大規模なスキミング・払出盗を敢行していた（愛知、愛媛、警視庁）。

したがって、業績指標①については、来日外国人らによる組織的な背景を有する不法就労助長等の犯罪インフラ事犯につき、組織の壊滅に至る大規模かつ効果的な検挙事例、組織的な背景を有する凶悪事件等につき、組織実態を解明した検挙事例がそれぞれみられたことから、達成されたと認められる。

＜参考指標①＞　来日外国人犯罪の検挙人員、検挙件数

○　来日外国人犯罪の検挙人員、検挙件数

区分＼年次	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
総検挙人員	16,212	20,007	21,842	21,178	18,872	19,622	15,914
総検挙件数	34,746	40,615	47,128	47,865	40,128	42,096	35,782

＜参考指標②＞　来日外国人犯罪罪種別検挙件数

○　来日外国人犯罪罪種別検挙件数

区分＼年次	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
総検挙件数	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453	28,819	25,730
凶悪犯	323	336	345	315	270	318	234
粗暴犯	550	568	526	679	785	622	848
窃盗犯	20,604	22,830	27,521	28,525	23,137	24,523	21,327
知能犯	678	728	797	721	690	723	870
風俗犯	87	90	85	99	103	93	88
その他	2,016	2,706	2,813	2,698	2,468	2,540	2,363

＜参考指標③＞　来日外国人犯罪の共犯件数

○　来日外国人犯罪の共犯件数

区分＼年次	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
刑法犯検挙件数	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453	28,819	25,730
単独犯事件	9,339	10,438	9,936	9,048	8,816	9,515	9,436
共犯事件	14,919	16,820	22,151	23,989	18,637	19,303	16,294
比率（%）	61.5	61.7	69.0	72.6	67.9	67.0	63.3

業績指標②　ＩＣＰＯを通じた情報の発信・受信の数

ＩＣＰＯを通じた情報の発信・受信数の、14年から18年までの５年間の平均値に対する19年のそれぞれの数を比較すると、発信数の平均値2,667件に対して65件(2.5%)、受信数の平均値１万5,738件に対して3,413件(21.7%)増加し、全体では平均値２万988件に対して4,924件(23.5%)増加した。

○　ＩＣＰＯを通じた情報の発信・受信の数

区分＼年次	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
警察庁からの発信数	2,787	2,831	2,708	2,266	2,741	2,667	2,732
警察庁の受信数	14,132	12,903	15,539	18,107	18,011	15,738	19,151
総数	19,117	17,513	20,949	23,339	24,022	20,988	25,912

【事例】

・　16年４月、東京都内で強盗殺人を敢行した韓国人の男が、犯行後、韓国に逃亡していたことから、警察庁は、ＩＣＰＯを通じ、この男を国際手配するとともに、５回にわたり韓国当局に対する協力要請を実施した

	ところ、18年９月、同人を韓国において身柄拘束したとの連絡を受け、19年１月、日韓犯罪人引渡条約に基づいて身柄の引渡しを受け、通常逮捕した（警視庁）。 ・　16年11月ころから、新潟、富山、石川、福井、岐阜県等において発生した、ロシア人を中心としたグループによる高級ＲＶ車を対象とした自動車盗事件につき、19年２月、ＩＣＰＯを通じ、ロシアに出国していた共犯者のロシア人が査証を申請して再入国する予定である旨の情報提供を受け、同年５月、同人の入国を確認して窃盗罪で逮捕した（富山、石川、新潟）。 したがって、業績指標②については、ＩＣＰＯを通じた情報の発信数、受信数及び総数が14年から18年までの５年間の平均値に比べてそれぞれ増加しており、ＩＣＰＯを通じた情報交換により、国外関係機関と連携して国外逃亡被疑者を検挙した事例もみられたことから、達成されたと認められる。
評価の結果	業績指標①及び②は達成されたと認められることから、来日外国人犯罪対策の強化は、達成されたと認められる。 今後とも、時々刻々と変化する国際組織犯罪の実態を解明し、引き続き来日外国人犯罪の検挙を一層推進する必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	国内関係機関との連携を強化するなどして犯罪インフラに係る事犯及び組織犯罪の検挙を推進し、国際犯罪組織の壊滅を図っていくとともに、ＩＣＰＯを通じた情報交換等、外国の治安当局との捜査協力を積極的に行って国際組織犯罪の取締りを強化することにより、引き続き来日外国人犯罪対策を強化していく。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	来日外国人犯罪の検挙状況（平成19年）（20年４月警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官）
評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	国際捜査管理官

基本目標４　業績目標１　平成19年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保	
業績目標の説明	全交通事故死者数に占める歩行中や自転車乗用中の割合が諸外国に比べて高く、近年自転車事故が増加していること等から、歩行者・自転車利用者の安全確保を図るとともに、自転車による歩行者事故が増加し、自転車利用者の交通ルール・マナー違反を指摘する声もあること等から、自転車の安全利用に係る対策を推進することにより、歩行者・自転車利用者の安全確保を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数 達成目標：歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を２割以上減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 全交通事故死者数のうち歩行中や自転車乗用中の死者が占める割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、歩行中や自転車乗用中の死者の過半数を占める高齢者が今後増加すること等から、歩行者・自転車利用者の安全確保のための施策を推進しているところであるが、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため（注１） 注１：「交通安全対策推進プログラム」（18年4月策定）において、警察における目標として、歩行中・自転車乗用中死者数を22年までに約２割以上減少させることを掲げている。
	業績指標②	指標：自転車と歩行者との交通事故件数 達成目標：自転車と歩行者との交通事故件数を減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 自転車については幅広い年齢層の利用者がいる一方で、免許制度の対象外となっており、体系的な交通安全教育の仕組みが構築されていないこと等から、自転車の安全利用に係る対策を推進しているところであるが、自転車と歩行者との交通事故件数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　あんしん歩行エリアの整備 歩行者等の安全通行を確保するため、15年度に、死傷事故発生割合の高い住居系・商業系地区796箇所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施した。 ○　生活道路事故抑止対策の推進 警察署と生活道路を管理する市町村とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者、自転車利用者にとって危険な地点・路線において点的・線的な交通事故抑止対策を実施するよう指導した。	

○　反射材の普及促進
　19年10月に、「反射材フェア2007」（全日本交通安全協会主催・警察庁後援）を開催するなどして、反射材の利用促進を図った。
○　薄暮時の早め点灯の促進
　19年秋の全国交通安全運動の全国重点として「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」を定め、重点の推進項目の中で「自動車の前照灯の早期点灯の促進」を示した。
○　自転車用ヘルメット等に関する広報啓発活動
　自転車用ヘルメットの着用促進を含め、自転車の通行ルールやマナーを示したポスター・チラシを作成した。
○　自転車の走行空間の確保
　19年２月に実施した自転車の通行に係る危険箇所の点検結果を踏まえ、自転車専用通行帯の設置等自転車走行空間の確保を推進した。
○　信号機のバリアフリー化等
　高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進した。
○　高齢者に対する交通安全教育の充実
　参加・体験・実践型の交通安全教育を中心とする高齢者に対する交通安全教育の実施を推進した。都道府県警察に対し、こうした交通安全教育が全国各地において効果的に実施されるよう指導し、働き掛けたところ、19年には全国で約９万4,000回（参加人員約309万1,000人）の交通安全教育が行われた。
○　自転車に係る交通安全教育の推進
　中学生、高校生に対するより教育効果の高い自転車安全教育の手法等を開発するため、19年度に、スタントマンによる事故の再現や生徒同士のディスカッション等を内容とする警察と中学校が連携した自転車の安全教育モデル事業を実施した。
○　自転車利用者に対する街頭指導の強化
　19年10月、「地域住民の要望や地域の実情を踏まえた自転車のルール遵守を図る街頭指導活動等の強化について」（平成19年10月24日付け警察庁丁交企発第224号、丁交指発第171号、丁規発第74号、丁運発第124号）を発出し、都道府県に対し自転車利用者に対する街頭指導の強化を指示した。
○　自転車利用者による交通違反の指導取締りの強化
　19年３月、「歩道等において危険・無謀な走行等を行う自転車利用者に対する交通指導取締りの強化について」を発出し、都道府県に対し自転車利用者による交通違反の指導取締りの強化を指示した。
○　幼児用ヘルメットの着用促進
　児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用努力義務の導入を内容とする改正道路交通法が19年６月に成立したことから、幼児用ヘルメットの着用を呼びかけるポスターを作成するなど、施行準備を進めた。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
　各業績指標について、基準年に対する19年中の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数
・　19年中の歩行中の交通事故死者数は1,943人と、基準年である17年に比べ161人（7.7%）、18年に比べ108人（5.3%）減少した。
・　19年中の自転車乗車中の交通事故死者数は745人と、基準年である17年に比べ101人（11.9%）、18年に比べ67人（8.3%）減少した。

○　状態別交通事故死者数の推移（各年12月末）

	15年	16年	17年	18年	19年
歩行中（人）	2,332	2,250	2,104	2,051	1,943
自転車乗用中（人）	973	859	846	812	745

　したがって、業績指標①については、歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数がいずれも減少傾向にあることから、達成に向けて推移していると認められる。

<table>
<tr><td></td><td>

業績指標②　自転車と歩行者との交通事故件数

19年中の交通事故発生件数のうち、自転車と歩行者との交通事故発生件数は、2,856件と、基準年である17年に比べ280件（10.9%）、18年に比べ89件（3.2%）増加しており、年々増加傾向にある。

○　自転車と歩行者との交通事故発生件数の推移（各年12月末）

<table>
<tr><td></td><td>15年</td><td>16年</td><td>17年</td><td>18年</td><td>19年</td></tr>
<tr><td>件数</td><td>2,243</td><td>2,496</td><td>2,576</td><td>2,767</td><td>2,856</td></tr>
</table>

したがって、業績指標②については、年々増加傾向にあることから、達成が十分とは言えない。

</td></tr>
<tr><td>評価の結果</td><td>業績指標②については達成が不十分であったものの、業績指標①は目標達成に向けて推移していることから、歩行者・自転車利用者の安全確保はおおむね達成に向け推移していると認められる。
達成が不十分であった自転車と歩行者との交通事故件数の減少については、今後、自転車の安全利用に係る対策を推進する必要がある。</td></tr>
<tr><td>評価の結果の政策への反映の方向性</td><td>道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）による自転車の通行ルール等の改正を契機として、自転車と歩行者との交通事故件数を減少させるため、通行環境整備の推進、幅広い自転車利用者に対する通行ルールの周知と安全教育の推進、街頭における指導啓発活動及び取締りの強化等の施策を推進する。</td></tr>
<tr><td>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</td><td>20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</td></tr>
<tr><td>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</td><td>交通統計（20年４月警察庁交通局）</td></tr>
<tr><td>評価を実施した時期</td><td>19年１月から12月までの間</td></tr>
<tr><td>政策所管課</td><td>交通企画課、交通指導課、交通規制課</td></tr>
</table>

基本目標４　業績目標２　平成19年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	高齢運転者による交通事故の防止	
業績目標の説明	高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故や交通死亡事故の割合が増加しているが、今後、高齢運転者による交通事故の一層の増加が懸念されること等から、高齢運転者対策を始めとする各種運転者対策を推進することにより、高齢運転者による交通事故の防止を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数 達成目標：70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故を約１割以上抑止する。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故が増加しており、70歳以上の高齢者については、近年、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が唯一減少していない年齢層であることから、高齢者講習等を通じて高齢運転者の安全意識を高める等の措置を講じているところであるが、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の抑止は、高齢運転者による交通事故の防止の度合いを測る指標となるため（注） 注：「交通安全対策推進プログラム」（18年４月策定）において、警察における目標として、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を22年までに約１割以上抑止することを掲げている。
参考指標	参考指標①	70歳以上の高齢運転免許保有者数
業績目標達成のために行った施策	○　信号灯器のＬＥＤ化、道路標識の高輝度化等 車両運転者にとって見やすく、分かりやすいよう、信号灯器のＬＥＤ化、道路標識の高輝度化等を推進した。 ○　認知機能検査の導入及び高齢者講習の充実による運転継続支援 75歳以上の高齢者の免許証更新時における認知機能検査の導入とその結果に基づいた高齢者講習の実施等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）が19年６月に成立したことから、改正内容についての広報啓発活動を実施するなど、施行準備を進めた。また、現行の高齢者講習を引き続き実施し、高齢者の運転継続を支援した。 ○　認知機能低下が認められる高齢免許保有者に対する安全教育の在り方に関する調査研究 認知機能検査の導入に向け、高齢者講習を充実させるため、「認知機能低下が認められる高齢免許保有者に対する安全教育の在り方に関する調査研究」を実施した。 ○　高齢運転者標識の使用促進 75歳以上の高齢運転者に高齢運転者標識の表示を義務付ける道路交通法の一部を改正する法律が19年６月に成立したことから、高齢運転者標識の表示を呼びかけるポスターを作成するなど、施行準備を進めた。 ○　高齢免許保有者の更新手続における利便の向上 高齢者講習の受講待ちの解消や更新窓口の拡大等について、都道府県警察を指導した。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 業績指標について、基準年に対する19年中の状況を測定する。	

（結果）

業績指標①　70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数

・　19年中の70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数は684件と、基準年である17年に比べ74件（9.8%）、18年に比べ13件（1.9%）減少した。

・　19年中の70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は11.1件と、基準年である17年に比べ2.9件（20.7%）、18年に比べ1.1件（9.0%）減少した。

○　70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
件数（件）	727	651	690	758	697	684

○　70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
件数（件）	16.7	13.7	13.6	14.0	12.2	11.1

したがって、業績指標①については、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故を約１割以上抑止するという目標の達成に向けて推移していると認められる。

＜参考指標①＞　70歳以上の高齢運転免許保有者数

○　70歳以上の高齢運転免許保有者数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
運転免許保有者数(人)	4,352,116	4,735,402	5,074,356	5,402,449	5,725,321	6,158,972

評価の結果

業績指標①は目標達成に向けて推移していることから、高齢運転者による交通事故の防止に向けて効果が上がっているものと認められる。

評価の結果の政策への反映の方向性

実施した施策に効果があったと認められることから、高齢運転者による交通事故の更なる減少へ向け、高齢運転者標識の表示の意味と表示車両に対する保護意識の徹底について、あらゆる機会を通じて高齢運転者及びその他の運転者に周知を図るなど、引き続き高齢運転者に係る施策を実施する。特に、高齢運転者に対する免許更新時における認知機能検査の導入とその結果に基づいた高齢者講習の実施等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が21年６月までに施行されることから、適正に認知機能検査を実施し、効果的な高齢者講習を実施するため、これらの具体的な内容等を検討するとともに、改正内容の広報啓発を強化して、改正法の円滑な実施を図る。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

交通統計（20年４月警察庁交通局）

評価を実施した時期

19年１月から12月までの間

政策所管課

交通企画課、交通規制課、運転免許課

基本目標４　業績目標３　平成19年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	
業績目標の説明	悪質・危険運転者対策については、長年にわたり、取締りの強化、罰則の引上げ、行政処分の強化等を講じており、飲酒運転や最高速度違反による死亡事故の減少等一定の成果を上げているところであるが、依然として飲酒運転や最高速度違反による死亡事故がそれぞれ全死亡事故の約１割を占めていること等から、継続して飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策を推進することにより、交通秩序の確立を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数 達成目標：悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 飲酒運転や最高速度違反等の悪質・危険な運転行為による交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進し、さらに、悪質・危険な運転行為による事故については、危険運転致死傷罪を的確に適用するなどしているところであるが、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数 達成目標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数を減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 凶悪化する暴走族による不法事案を未然に防止し、住民の安全と平穏を確保するため、各部門と連携して総合的な暴走族対策を推進しているところであるが、暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数等の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	暴走族構成員の検挙者数
業績目標達成のために行った施策	○　悪質・危険な運転行為に対する罰則の見直し 飲酒運転に対する罰則の引上げ等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）が19年９月19日から施行され、施行に伴い、悪質・危険な運転行為に係る適正な取締りが行われるよう、都道府県警察に対し所要の指示を行った。 ○　悪質性、危険性、迷惑性の高い運転行為への対策の強化 無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視等交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び迷惑性が高く住民からの取締り要望の多い違反に重点をおいた取締りを強化するよう、都道府県警察を指導した。	

○　情報技術を活用した効果的な指導取締りの推進
　情報技術を活用し、交通人身事故の発生状況及び交通違反の取締り状況の分析を推進するため、ＩＣカード運転免許証を用いた交通切符等自動作成機を始めとする、交通取締総合支援システムについて調査研究を行った。
○　使用者の背後責任の追及等
　組織的・構造的な交通法令違反については、その背後責任を積極的に追及した。
○　総合的な暴走族対策の推進
　交通部門、少年部門、地域部門等が連携した暴走族取締りを実施したほか、関係省庁や自治体と連携した総合的な暴走族対策を推進した。
○　科学的な交通事故事件捜査の推進
　高度な知識及び技能を有する交通捜査員を養成するため、衝突実験に基づく事故解析等の専門的研修を行う交通事故鑑定専科を開催し、科学的な交通事故事件捜査を推進した。
○　交通事故事件捜査等の合理化の推進
　ち密な交通事故事件捜査を推進するため、悪質な交通事故事件等について組織的かつ重点的な捜査等を行う体制の整備等について検討を行った。
○　取消処分者講習、停止処分者講習等の充実
　飲酒運転違反者を集めて行う飲酒学級を停止処分者講習に積極的に設置したほか、飲酒ゴーグルや飲酒運転シミュレーターを用いた指導を行うなど講習内容の充実を図った。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
　各業績指標について、基準年に対する19年中の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数
・　19年中の飲酒運転による交通死亡事故は430件と、基準年である17年に比べ277件（39.2%）、18年に比べ181件（29.6%）減少した。
・　19年中の無免許運転による交通死亡事故は87件と、基準年である17年に比べ61件（41.2%）、18年に比べ21件（19.4%）減少した。
・　19年中の最高速度違反による交通死亡事故は449件と、基準年である17年に比べ209件（31.8%）、18年に比べ71件（13.7%）減少した。
・　19年中の信号無視による交通死亡事故は198件と、基準年である17年に比べ45件（18.5%）、18年に比べ11件（5.3%）減少した。
・　19年中の歩行者妨害等による交通死亡事故は306件と、基準年である17年に比べ39件（11.3%）、18年に比べ55件（15.2%）減少した。
・　19年中の指定場所一時不停止による交通死亡事故は217件と、基準年である17年に比べ33件（13.2%）、18年に比べ16件（6.9%）減少した。

○　原付以上運転者（第１次当事者）の法令違反を伴う死亡事故件数の推移

年	17年	18年	19年	前年比
飲酒運転	707	611	430	－29.6%
無免許運転	148	108	87	－19.4%
最高速度違反	658	520	449	－13.7%
信号無視	243	209	198	－5.3%
歩行者妨害等	345	361	306	－15.2%
指定場所一時不停止	250	233	217	－6.9%

　したがって、業務指標①については、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数は減少傾向にあることから、達成に向けて推移していると認められる。

業績指標②　暴走族の構成員数、い集、走行回数及び暴走族に関する１１０番通報件数
・　19年末現在で警察が把握した暴走族構成員数は１万2,584人と、基準年である17年に比べ2,502人（16.6%）、18年に比べ1,093人（8.0%）減少した。
・　19年末現在で警察が把握した暴走族のい集・走行回数は4,174回と、基準年である17年に比べ395回（8.6%）、18年に比べ556回（11.8%）減少した。

・　19年中の暴走族に関する110番通報件数は６万4,057件と、基準年である17年に比べ9,307件（12.7%）、18年に比べ1,463件（2.2%）減少した。

○　暴走族構成員数等の推移

年	17年	18年	19年	前年比
構成員数	15,086	13,677	12,584	－8.0%
い集・走行回数	4,569	4,730	4,174	－11.8%
110番通報件数	73,364	65,520	64,057	－2.2%

したがって、業績指標②については、暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数が減少傾向にあることから、達成に向けて推移していると認められる。

＜参考指標①＞　暴走族構成員の検挙件数

19年中の暴走族構成員の検挙件数は３万4,601件と、17年に比べ１万4,366件（29.3%）、18年に比べ5,658件（14.1%）減少した。

○　暴走族構成員の検挙件数

年	17年	18年	19年	前年比
検挙件数	48,967	40,259	34,601	－14.1%

評価の結果	業績指標①及び②共に達成に向けて推移していると認められることから、飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立は達成に向けて推移していると認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも、引き続き飲酒運転を始めとする悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、暴走族の根絶に向けた対策を推進し、交通秩序の確立に努める。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・平成19年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について（20年１月広報資料） ・平成19年中における暴走族の実態及び取締り結果について（20年２月広報資料）
評価を実施した時期	19年１月から12月まで
政策所管課	交通企画課、交通指導課、運転免許課

基本目標４　業績目標４　平成19年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	
業績目標の説明	シートベルトやチャイルドシートの被害軽減効果を踏まえ、後部座席の着用率を50%以上とするよう、後部座席等におけるシートベルトの着用促進を図るとともに、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図ることにより、交通事故死者数の減少を目指す。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：シートベルトの着用率 達成目標：助手席の着用率を運転席と同水準にするとともに、後部座席の着用率を50%以上にする。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： シートベルトの運転席の着用率は90%を超えているものの、助手席及び後部座席における着用率については、運転席ほど高くないことから、シートベルト着用促進のための施策を推進しているところ、助手席及び後部座席の着用率の向上は、被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：チャイルドシートの使用率 達成目標：チャイルドシートの使用率をできるだけ向上させ、その正しい使用の徹底を図る取組みに努める。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： チャイルドシートの使用は法令により義務付けられている一方、その使用率は50%にも達しておらず、チャイルドシート未使用幼児等の交通事故時における致死率は高いため、使用率向上のための施策を推進しているところ、チャイルドシートの使用率の向上は、被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	過去５年間のシートベルトの着用有無別致死率
	参考指標②	過去５年間のチャイルドシートの使用有無別致死率
業績目標達成のために行った施策	○　後部座席等におけるシートベルトの着用促進（法令上の着用義務付けの検討等） 19年６月、自動車の運転者は、助手席以外についても、座席ベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはならないことを内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）が成立した。これを受けて、19年11月、後部座席シートベルト着用推進のための交通局長通達を発出し、広報啓発の一層の充実を図った。 ○　チャイルドシートの正しい使用の徹底 19年５月、社団法人日本自動車連盟と合同でチャイルドシート使用状況調査を実施し、その結果を踏まえ、広報と連動した街頭活動の強化や、幼稚園、保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発活動の	

推進等チャイルドシート使用率向上のための指導・広報を実施するよう都道府県警察を指導した。
　19年７月、チャイルドシートの使用促進対策の強化のための通達を発出した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
各業績指標について、基準年に対する19年中の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　シートベルトの着用率
19年中の一般道におけるシートベルト着用率は以下のとおり。
・　運転席については95.0%と、基準年である17年に比べ2.6ポイント、18年に比べ1.2ポイント向上した。
・　助手席については86.3%と、基準年である17年に比べ6.0ポイント、18年に比べ2.9ポイント向上した。
・　後部座席については8.8%と、基準年である17年に比べ0.7ポイント、18年の7.5%に比べ1.3ポイント向上した。

○　シートベルト着用率の推移（過去５年間）

		15年	16年	17年	18年	19年
シートベルト着用率（%）（一般道）	運転席	89.4	90.7	92.4	93.8	95.0
	助手席	75.2	78.5	80.3	83.4	86.3
	後部座席	6.9	7.5	8.1	7.5	8.8

したがって、業績指標①については、助手席については、運転席と同水準に近づいていることから、達成に向けて推移していると認められるものの、後部座席は依然として低調であり、達成が十分とは言えない。

＜参考指標①＞　過去５年間の座席別シートベルトの着用有無別致死率

○　シートベルトの着用有無別致死率（注）

(%)	15年		16年		17年		18年		19年	
	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用	着用	非着用
運転席	0.19	5.95	0.18	6.79	0.19	7.29	0.16	7.50	0.17	7.20
助手席	0.19	1.82	0.17	1.81	0.17	1.92	0.20	2.05	0.16	1.75
後部座席	0.09	0.51	0.15	0.51	0.11	0.42	0.09	0.34	0.12	0.35
その他	0.21	0.37	0.55	0.33	0.00	0.72	0.60	0.45	0.00	0.39
計	0.19	1.99	0.18	2.01	0.18	1.90	0.17	1.75	0.16	1.53

注：致死率＝死者数（自動車乗車中）÷死傷者数（自動車乗車中）×100

業績指標②　チャイルドシートの使用率
19年中のチャイルドシート使用率は46.9%と、基準年である17年に比べ2.2ポイント、18年に比べ2.5ポイント減少した。

○　チャイルドシート使用率の推移（過去５年間）

	15年	16年	17年	18年	19年
使用率（%）	51.7	47.4	49.1	49.4	46.9

したがって、業績指標②については、年々減少傾向にあることから、達成が十分とは言えない。

＜参考指標②＞　過去５年間のチャイルドシートの使用有無別致死率

○　チャイルドシートの使用有無別致死率

(%)	15年	16年	17年	18年	19年
使用	0.10	0.13	0.09	0.03	0.12
不使用	0.41	0.57	0.28	0.39	0.29
不明	0.34	0	0	0	0
合計	0.23	0.30	0.16	0.17	0.18

評価の結果	業績指標①、②共に達成が不十分であることから、被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少は、達成が十分とは言い難い。 達成が不十分であった後部座席シートベルト着用率の向上については、事故発生時の被害軽減効果等の広報が十分でないことが考えられ、着用の効果や必要性等の広報啓発を推進していく必要がある。また、チャイルドシート使用率の向上についても、今後、その使用の促進に努める必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	後部座席シートベルト着用率の向上については、道路交通法の一部を改正する法律の施行による着用義務付けを受けて、関係機関・団体等と連携して、各種交通安全教育等において、後部座席におけるシートベルト装着の被害軽減効果等を実感できる効果的な周知活動を行うほか、新聞、テレビ等の積極的活用による改正法令の内容等に関する効果的な広報に努める。 チャイルドシート使用率の向上については、今後、幼稚園や保育所における保護者への広報、関係機関・団体等と連携した正しい取り付け方法の指導等を実施していく。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・平成19年中の交通事故の発生状況について（20年２月広報資料） ・警察庁・ＪＡＦ合同シートベルト着用率実態調査（19年10月） ・警察庁・ＪＡＦ合同チャイルドシート使用率実態調査（19年５月）
評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	交通企画課

基本目標４　業績目標５　平成19年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	道路交通環境の整備	
業績目標の説明	社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：１日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合（注１） 注１：バリアフリー化された歩行者用信号機が設置された交差点等の数が、特定経路を構成する道路における信号機が設置された交差点等の数に占める割合 達成目標：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（注２）の特定経路を構成する道路上における信号機のバリアフリー化率を約８割に向上させる。 注２：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により廃止されたが、社会資本整備重点計画においては、引き続き指標に用いることとされている。 基準年：14年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため
	業績指標②	指標：交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故 達成目標：交通安全施設等の整備により、死傷事故を以下のとおり抑止する。 ○信号機の高度化等により、死傷事故を約４万4,000件抑止 ○あんしん歩行エリアの整備（注３）により、エリア内の死傷事故を約２割抑止 注３：死傷事故発生割合の高い地区796箇所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施 ○事故危険箇所対策（注４）により、対策実施箇所における死傷事故を約３割抑止 注４：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路3,956箇所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 基準年：14年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため
	業績指標③	指標：信号機の高度化等により抑止される二酸化炭素の排出量 達成目標：信号機の高度化等により二酸化炭素の排出量を約70万 t-CO_2削減させる。 基準年：14年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設

		定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため
	業績指標④	指標：信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間 達成目標：対策実施箇所において通過時間を約１割（3.2億人・時間）短縮させる。 基準年：14年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　特定交通安全施設等整備事業（主な事業内容は、別添１参照） 特定交通安全施設等整備事業の最終予算 15年度　補助金ベース　175億円【事業費ベース　350億円】 16年度　補助金ベース　164億円【事業費ベース　327億円】 17年度　補助金ベース　163億円【事業費ベース　327億円】 18年度　補助金ベース　154億円【事業費ベース　307億円】 19年度　補助金ベース　154億円【事業費ベース　307億円】	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第２条第１項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして、交通死傷事故発生件数の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減等の交通安全施設等の整備による効果を評価する。 （結果） 現段階において集計されている19年度末現在における効果は、次のとおりである（別添２及び別添３参照）。 **業績指標①　１日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合**（注５） 注５：交差点上の信号機の場合、バリアフリー化が必要と認められる横断方向の歩行者用信号機がバリアフリー化されていれば、当該交差点に設置されている信号機はバリアフリー化済みとしている。 信号機のバリアフリー化の割合は、19年度末現在で約81.1%となった。 したがって、業績指標①は達成された。 **業績指標②　道路交通における死傷事故率**（注６） 注６：あんしん歩行エリアの整備によるエリア内の死傷事故件数及び事故危険箇所対策実施箇所における死傷事故件数に関しては、効果測定を実施中である。 信号機の高度化等により、死傷事故は19年度末までに年間当たり約３万9,000件抑止されているものと推計される。 したがって、業績指標②の達成率は約９割となっており、おおむね達成していると認められる。 **業績指標③　信号機の高度化等により抑止される二酸化炭素の排出量** 信号機の高度化等により、二酸化炭素の排出量は19年度末までに年間当たり約62万 t-CO2抑止されていると推計される。 したがって、業績指標③の達成率は約９割となっており、おおむね達成していると認められる。 **業績指標④　信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間** 信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は19年度末までに約3.0億人時間／年短縮されていると推計される。 したがって、業績指標④の達成率は約９割となっており、おおむね達成していると認められる。	

評価の結果	19年度末時点において、社会資本整備重点計画中の各指標の達成率（警察の交通安全施設等整備事業によるものに限る。）は、業績指標②から業績指標④については約９割となっており、おおむね達成されたと認められ、業績指標①については達成されたことから、道路交通環境の整備はおおむね推進されたと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	実施した施策に成果があったと認められることから、20年度に政府として策定する次期社会資本整備重点計画に定めることとしている重点目標を確実に達成するために、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	・　20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。 ・　信号機の高度化等による効果は、12年度から16年度までに実施した特定交通安全施設等整備事業による効果を基に、部外有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」（委員長：大藏泉横浜国立大学教授）により確立された効果測定手法を用いて評価した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	交通安全施設の効果測定報告書（20年３月警察庁委託）
評価を実施した時期	19年４月から20年３月までの間
政策所管課	交通規制課

別添１

主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事　　業　　内　　容
・　集中制御化	・　車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する。
・　プログラム多段系統化	・　対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。
・　半感応化	・　幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。
・　閑散時押ボタン化、閑散時半感応化	・　幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作）した時のみ信号表示を変える。
・　右折感応化	・　右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。
・　多現示化	・　右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。
・　プログラム多段化	・　信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。
・　速度感応化	・　異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。
・　高速走行抑止システム	・　高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、安全運転を促す。
・　対向車接近表示システム	・　見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。
・　高齢者等感応化	・　高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。
・　歩行者感応化	・　横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は短縮する。
・　視覚障害者用付加装置	・　歩行者用信号機の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。
・　音響式歩行者誘導付加装置	・　視覚障害者等の歩行者に対してチャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせる。

信号機の高度化等による各種効果

○　交通事故抑止効果

◇　信号機の高度化等

事業	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		閑散時半感応化		右折半感応化	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
15年度	2,461	960	673	323	405	194	360	191	172	261
16年度	2,643	1,031	815	391	429	206	290	154	226	344
17年度	3,321	1,295	1,448	695	484	232	351	186	370	562
18年度	3,611	1,408	1,312	630	687	330	300	159	310	471
19年度	3,620	1,412	1,369	657	637	306	311	165	351	534
小計	15,656	6,106	5,617	2,696	2,642	1,268	1,612	854	1,429	2,172

事業	多現示化		プログラム多段化		閑散時押ボタン化		速度感応化		高速走行抑止	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
15年度	815	1,231	1,844	2,250	80	25	47	26	16	11
16年度	840	1,268	1,531	1,868	61	19	11	6	11	8
17年度	916	1,383	1,456	1,776	43	13	45	25	7	5
18年度	839	1,267	1,987	2,424	29	9	12	7	8	6
19年度	1,194	1,803	1,977	2,412	44	14	20	11	6	4
小計	4,604	6,952	8,795	10,730	257	80	135	76	48	33

事業	対向車接近表示		高齢者等感応化		歩行者感応化		歩車分離化Ⅰ		歩車分離化Ⅱ	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
15年度	13	25	369	343	70	48	132	199	224	338
16年度	12	23	347	323	74	51	112	169	369	557
17年度	21	41	411	382	64	44	77	116	219	331
18年度	13	25	404	376	84	58	45	68	177	267
19年度	9	18	342	318	74	51	36	54	134	202
小計	68	133	1,873	1,742	366	253	402	607	1,123	1,696

事業	視覚障害者用付加装置		音響式歩行者誘導付加装置		計
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数
15年度	819	590	150	111	7,127
16年度	842	606	104	77	7,101
17年度	951	685	141	104	7,877
18年度	962	693	172	127	8,324
19年度	1,068	769	239	177	8,906
小計	4,642	3,342	806	596	39,335

○　二酸化炭素排出量削減効果

◇　信号機の高度化等

事業	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		多現示化		合計
年度	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	削減効果
15年度	2,461	70,335	673	12,168	405	2,633	172	1,792	815	7,628	94,556
16年度	2,643	75,537	815	14,735	429	2,789	226	2,355	840	7,862	103,278
17年度	3,321	94,914	1,448	26,180	484	3,146	370	3,855	916	8,574	136,669
18年度	3,611	103,202	1,312	23,721	687	4,466	310	3,230	839	7,853	142,472
19年度	3,620	103,460	1,369	24,752	637	4,141	351	3,657	1,194	11,176	147,185
小計	15,656	447,448	5,617	101,555	2,642	17,173	1,429	14,890	4,604	43,093	624,160

- 「削減効果」とは、交通安全施設等整備事業により１年間に削減されたと試算される二酸化炭素排出量で、単位は（t-CO_2/年）である。
- 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- 事業内容の詳細は、別添１参照。

○　交通円滑化効果

◇　信号機の高度化等

事業	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		多現示化		合計
年度	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	短縮効果
15年度	2,461	36,497	673	6,314	405	641	172	800	815	659	44,911
16年度	2,643	39,196	815	7,646	429	679	226	1,051	840	680	49,251
17年度	3,321	49,250	1,448	13,585	484	766	370	1,721	916	741	66,063
18年度	3,611	53,551	1,312	12,309	687	1,087	310	1,442	839	679	69,067
19年度	3,620	53,685	1,369	12,844	637	1,008	351	1,632	1,194	966	70,134
小計	15,656	232,178	5,617	52,699	2,642	4,180	1,429	6,645	4,604	3,725	299,426

- 「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により１年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は（千人・時間/年）であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が１年間に１時間短縮されることを意味する。
- 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- 事業内容の詳細は、別添１参照。

基本目標５　業績目標１　平成19年実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	重大テロ事案（注１）の予防鎮圧 注１：国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム	
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案の予防鎮圧を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：治安警備及び警衛・警護の実施状況 達成目標：的確な警備措置を図る。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 的確な警備及び警衛・警護の実施状況は、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：情報交換等関係機関との連携状況 達成目標：関係機関との連携強化を推進する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：重大テロ事案の対処に係る各種訓練の実施状況 達成目標：各種訓練を的確に実施する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため （第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（18年１月20日）において、有事における態勢の整備について言及）
	業績指標④	指標：重大テロ事案の発生状況 達成目標：重大テロ事案の未然防止を図る。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 重大テロ事案の発生状況は、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため （第165回国会における内閣総理大臣所信表明演説（18年９月29日）において、テロの防止対策について言及）
参考指標	参考指標①	治安警備及び警衛・警護の実施件数
業績目標達成のために行った施策	○　重要施設等の警戒警備 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、首相官邸、空港、米国関連施設等の警戒警備を情勢に応じ適切に実施した。	

	○　大規模警衛・警護警備 　その時々の警備事象や情勢等に応じ、適切な警備体制を確立し、的確に警衛（注２）・警護（注３）警備を実施した。 ○　北海道洞爺湖サミット等に向けた警備諸対策の推進 　北海道洞爺湖サミット等の開催に伴い、警戒警備等に使用する装備資機材を整備した。また、次長を長とする「北海道洞爺湖サミット等警備対策委員会」を設置し、サミットに向けた警備諸対策を推進した。 ○　関係機関等との情報交換等の連携 　重大テロ事案対処に係る内閣官房等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。 ○　重大テロ事案対処に係る各種訓練 　重大テロ事案の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小限化を図るため、各種訓練を実施した。 注２：天皇及び皇族の御身辺の安全を確保し、併せて歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図ることを目的とする警察活動をいう。 注３：内外の要人の身辺の安全を確保するための警察活動をいう。
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） 業績指標①　治安警備及び警衛・警護の実施状況 １　治安警備及び警衛・警護の実施状況 　19年中は、14年から18年までと同様に国内外の諸情勢を踏まえ、適時・適切に治安警備等を実施した。 【事例】 ・　19年中、天皇皇后両陛下は、第58回全国植樹祭（６月、北海道）、第62回国民体育大会（９月、秋田）、第27回全国豊かな海づくり大会（11月、滋賀）等のため、行幸啓になった。 　警察では、皇室と国民との間の親和に配意した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。 ・　19年４月に温家宝中国国務院総理が来日した際に、警護警備対策室を設置して警備諸対策を推進した。 ・　19年８月、故宮澤喜一元首相の内閣・自由民主党合同葬儀が都内において行われ、国内外の要人等が多数参列した。これに伴い、警視庁等関係警察では、所要の警護警備諸対策を推進して外国要人の身辺の安全と葬儀の円滑な進行を確保した。 ・　19年９月、安倍首相の辞任に伴う自由民主党総裁選挙において、関係都道府県警察では、右翼によるテロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警備情勢の下、雑踏警備対策にも配意した的確な警護警備諸対策を推進し、国内要人の身辺の安全を確保した。 ２　国際テロ情勢等を踏まえた重要施設等の警戒警備 　重要施設等の警戒警備は、国内外の諸情勢に応じて警戒体制の見直しを図りながら継続して実施してきている。18年７月の北朝鮮による弾道ミサイル発射や10月の核実験実施発表の際には、我が国の重要施設等の警戒警備の強化を指示しており、19年においても、発生する事象、国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備を実施した。 ３　重大テロ事案対処能力の充実強化 　19年５月に発生した愛知県愛知郡長久手町におけるけん銃使用人質立てこもり事件を踏まえ、特殊部隊（ＳＡＴ）の装備資機材の充実強化を図るとともに、ＳＡＴ出動時にその運用について必要な調整及び助言を行う特殊部隊支援班（通称ＳＳＳ）を編成するなどの充実強化策を講じた。 　また、全国の機動隊に編成されている銃器対策部隊の装備資機材の充実強化、実践的訓練の実施等により対処能力の向上を図った。 　業績指標①については、以上のとおり、国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備、警衛・警護警備を推進するとともに、重大テロ事案発生時に対処に当た

る部隊の装備資機材や体制を整備して、その対処能力を充実強化するための措置を講じたことにより、重大テロ事案の未然防止が図られたことから、目標は達成されたと認められる。

＜参考指標①＞　治安警備及び警衛・警護の実施件数

○　治安警備及び警衛・警護実施件数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
治安警備実施件数	15,336	13,404	9,474	8,263	9,395	8,081
警衛実施件数	5,228	5,625	5,704	5,440	4,976	4,778
警護実施件数	19,010	19,711	18,339	18,915	17,277	20,337

業績指標②　情報交換等関係機関との連携状況

14年11月から順次実施した自衛隊との治安出動に係る共同図上訓練については、17年までに、すべての都道府県警察とこれに対応する陸上自衛隊師団等との間で訓練を実施した。さらに、17年10月に北海道警察と陸上自衛隊北部方面隊との間で初の共同実動訓練を実施して以降、18年には、四国４県警察と陸上自衛隊第14旅団、福岡県警察と陸上自衛隊第４師団との間でそれぞれ共同実動訓練を実施している。

19年においても、２月に埼玉・茨城県警察と陸上自衛隊第１師団との間で共同実動訓練を行ったことを始めとして、近畿３県警察、北海道警察１方面本部、関東２県警察、中部３県警察、四国２県警察それぞれが陸上自衛隊師団等（４師団・２旅団）との間で共同実動訓練を実施した。

また、15年６月以降実施している海上保安庁との共同訓練に関しては、19年中も県警察と海上保安本部との間で共同訓練を引き続き実施して、警察と海上保安庁との一層円滑かつ緊密な連携の構築を図ったほか、国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練に参加して、関係機関との連携強化に努めた。

【事例】

- 19年10月の京都府国民保護図上訓練、11月の千葉県国民保護共同実動訓練等、国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練に参加し、住民の避難、被災者の捜索・救出等の訓練を通じて、関係機関との連携強化に努めた。
- 原子力発電所に係る警戒警備に関し、19年７月には、福島県警察と福島海上保安部との間で共同実動訓練を実施し、警察と海上保安庁との一層円滑かつ緊密な連携の構築を図った。

業績指標②については、以上のとおり、関係機関との連携強化を推進したことから、目標は達成されたと認められる。

業績指標③　重大テロ事案の対処に係る各種訓練の実施状況

19年においても、

・関係機関との共同による国民保護（化学テロ対処等）図上訓練
・関係機関との共同による国民保護実動訓練
・治安出動に係る陸上自衛隊の師団等との共同実動訓練
・原子力発電所の警戒警備に係る海上保安本部等との共同実動訓練

等の各種訓練を実施した。

○　訓練の実施回数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
国民保護（化学テロ対処等）図上訓練		1	1	1	8	10
国民保護実動訓練				1	3	8
自衛隊との共同図上訓練	1	21	11	9		
自衛隊との共同実動訓練				1	2	6
海上保安庁との共同訓練		7	2	4	1	5

業績指標③については、以上のとおり、各種訓練を的確に実施したことから、目標は達成されたと認められる。

	業績指標④　重大テロ事案の発生状況 　業績指標④については、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、重大テロ事案の発生はなかったことから、目標は達成されたと認められる。
評価の結果	業績指標①、②、③及び④について、目標が達成されたと認められることから、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた的確な警備措置は推進されたと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警備等の実施、関係機関との連携強化、各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 　また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・治安の回顧と展望（平成19年版）（警察庁警備局） ・焦点第276号（20年２月警察庁警備局）
評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	警備課、警備企画課

基本目標５　業績目標２　平成19年実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	
業績目標の説明	大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化を図るため、的確な警備措置を講ずる。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：災害警備活動の実施状況 達成目標：重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 重大事案発生に伴う被害の最小化は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため （第163回国会における内閣総理大臣施政方針演説(17年９月26日)において、災害対策について言及）
	業績指標②	指標：情報交換等関係機関との連携状況 達成目標：関係機関との連携強化を推進する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況 達成目標：各種訓練を的確に実施する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	災害警備活動に伴う警察官の出動数
業績目標達成のために行った施策	○　災害警備活動 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するため、その規模に応じ、体制を確立して各種災害警備活動を実施した。 ○　大規模災害対策用資機材の整備 大規模自然災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材や体制を強化するなど、大規模災害対処能力を充実強化した。 ○　関係機関等との情報交換等の連携 大規模自然災害発生時の対処に係る内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。 ○　重大事案対処に係る各種訓練 災害の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い被害の最小限化を実現するため、各種訓練を実施した。	

効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　災害警備活動の実施状況** 15年７月の宮城県北部を震源とする地震、16年10月の新潟県中越地震、17年３月の福岡県西方沖地震、４月のＪＲ西日本福知山線列車事故、18年11月の北海道佐呂間町における竜巻発生等の各種災害の発生に際し、広域緊急援助隊を出動させるなど、被害の最小化を図る措置を講じた。 16年10月に発生した新潟県中越地震の教訓を踏まえ、12都道府県警察の広域緊急援助隊に、極めて高度な救出救助能力を持つ特別救助班（Ｐ－ＲＥＸ）を17年４月に設置したほか、近時の災害発生時の要請を踏まえ、18年３月、各都道府県警察の広域緊急援助隊に刑事部隊を設置するなどの措置を講じたが、19年においても、これまでの災害現場での活動状況を踏まえ、広域緊急援助隊等の自活能力を強化するための装備資機材等を整備するなどの措置を講じてきたが、３月の石川県能登半島地震や７月の新潟県中越沖地震の発生の際には、Ｐ－ＲＥＸを含む広域緊急援助隊を出動させ、重大事案発生に伴う被害の最小化を図る措置を講じた。 ○　大規模自然災害等における災害警備活動 【事例】 ・　19年３月に発生した石川県能登半島地震の際、石川県警察を始めとする関係県警察では、災害警備本部等を設置するなど体制を確立して、所要の災害警備活動を実施した。また、他県警察から広域緊急援助隊の派遣を行い、所要の災害警備活動を実施した。 ・　19年７月に発生した新潟県中越沖地震の際、新潟県警察では、他都府県警察の警察官の特別派遣を得て、広域緊急援助隊等による救出救助や交通規制、女性警察官等から成る「ゆきつばき隊」による避難住民の苦情、相談、要望等の聴取や震災に乗じた犯罪に係る防犯指導と広報、多数のパトカーを活用した「毘沙門隊」による被災地域における警戒警ら活動等を実施した。 ・　19年７月上旬から中旬にかけて、日本付近に停滞した梅雨前線により、大雨となり、多くの市町村で土砂崩れ等の被害が発生した。関係府県警察では、災害警備本部等を設置して、被害情報の収集を行うとともに、土砂崩れ現場等における被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動を実施した。 業績指標①については、以上のとおり、重大事案発生に伴う被害の最小化を図る措置を講じていることから、目標は達成されたと認められる。 ＜参考指標①＞　災害警備活動に伴う警察官の出動数（注１） ○　災害警備活動に伴う警察官の出動数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
警察官の出動数	42,377	39,824	245,945	20,423	24,635	43,503

注１：台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波の発生時に災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官（現場臨場したものに限る）の延べ数

○　災害種別ごとの発生件数、警察官の延べ出動数及び平均出動数

		14年			15年		
		地震	台風	計	地震	台風	計
件数（注２）		0	4		3	2	
人的被害	死者・行方不明者		12	12	2	20	22
	負傷者		127	127	1,689	95	1,784
延べ出動数			11,513	11,513	29,300	9,034	38,334
平均出動数			2,878		9,767	4,517	

		16年			17年		
		地震	台風	計	地震	台風	計
件数		2	9		3	2	
人的被害	死者・行方不明者	68	184	252	1	30	31
	負傷者	4,855	2,671	7,526	1,156	184	1,340
延べ出動数		168,667	57,390	226,057	12,581	5,663	18,244
平均出動数		84,334	6,377		4,194	2,832	

		18年			19年		
		地震	台風	計	地震	台風	計
件数		0	3		5	3	
人的被害	死者・行方不明者		10	10	16	8	24
	負傷者		435	435	2,718	189	2,907
延べ出動数			3,347	3,347	29,053	6,819	35,872
平均出動数			1,116		5,811	2,273	

注２：件数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数

○　個別の事案ごとの広域緊急援助隊及び特別救助班の出動延べ人員

区分	14年	15年		16年			
出動事案	―	梅雨前線豪雨（７月）	宮城県北部地震（７月）	新潟・福島豪雨（７月）	福井豪雨（７月）	台風第21号（９月）	新潟県中越地震（10月）
広域緊急援助隊人員	―	84	226	729	525	165	13,879
特別救助班人員	―						

区分	17年				18年	19年	
出動事案	福岡県西方沖地震（３月）	JR西日本福知山線列車脱線事故（４月）	台風第14号（９月）	JR東日本羽越線（特急）列車事故（12月）	―	能登半島地震（３月）	新潟県中越沖地震（７月）
広域緊急援助隊人員	183	171	80	45	―	380	2,505
特別救助班人員		66	20	44	―	22	184

注３：数字は内数

業績指標②　情報交換等関係機関との連携状況

15年７月の宮城県北部を震源とする地震、16年10月の新潟県中越地震、17年３月の福岡県西方沖地震、４月のＪＲ西日本福知山線列車事故、18年11月の北海道佐呂間町における竜巻発生等の各種災害の発生に際し、災害対策関係省庁連絡会議等の場を通じ、関係機関との間で緊密な連絡体制を確立してきたが、19年において、石川県能登半島地震、新潟県中越沖地震に際して、災害対策関係省庁連絡会議等の場を通じ、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密な連絡体制を確保し、情報の共有化を図るなど、関係機関との連携強化を推進していることから、業績指標②については、目標は達成されたと認められる。

業績指標③　重大事案対処に係る各種訓練の実施状況

災害の発生に際し、迅速・的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、各種災害を想定し、実際の建物を使用した救出訓練等を含む実践的な広域緊急援助隊合同訓練を継続的に実施した。

○　広域緊急援助隊合同訓練の実施回数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
広域緊急援助隊合同訓練	8	9	5	9	8	8

業績指標③については、以上のとおり、重大事案対処に係る各種訓練を的確に実施したことから、目標は達成されたと認められる。

評価の結果

業績指標①、②及び③について、目標が達成されたと認められることから、大規模自然災害等の重大事案への対処は、的確に行われたと認められる。

評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも、情勢に応じた適時・適切な災害警備活動、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・治安の回顧と展望（平成19年版）（警察庁警備局） ・焦点第276号（20年２月）（警察庁警備局）
評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	警備課

基本目標５　業績目標３　平成19年実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	警備犯罪取締りの的確な実施	
業績目標の説明	主要警備対象勢力（注１）による違法事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 注１：警備犯罪（国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪、その他各種の社会運動に伴う犯罪）を行い、又は行うおそれのある主要な対象	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：警備犯罪の検挙状況（検挙件数及び検挙事例） 達成目標：主要警備対象勢力による各種事案に的確に対処する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 主要警備対象勢力による各種事案への対処の状況は、警備犯罪取締りの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：入国管理局との合同摘発等関係機関との連携状況 達成目標：関係機関との連携強化を推進する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、警備犯罪取締りの推進状況を測る一つの指標となるため （第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（18年１月20日）において、警察と入国管理局との連携強化について言及）
参考指標	参考指標①	不法残留者数
業績目標達成のために行った施策	○　主要警備対象勢力による各種事案の取締り等 極左暴力集団、右翼等の主要警備対象勢力による組織的違法行為等各種事案の取締りを推進した。 ○　入国管理局との合同摘発等関係機関との連携 合同摘発や情報交換等、内閣官房、法務省入国管理局等の関係機関との連携を図った。 ○　出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第65条の活用拡大 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化のため、15年以降順次進めている入管法第65条に基づく入国警備官への被疑者の引渡し制度の活用を更に拡大した。 ○　不法滞在者対策用装備品の整備 現場における偽変造旅券識別能力の向上を図るため、旅行文書用電子照会システムのデータ更新を行った。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） 業績指標①　警備犯罪の検挙状況（検挙件数）	

○　警備犯罪の検挙件数・人員

	14年	15年	16年	17年	18年	19年
オウム真理教関係者等に係る事件検挙件数・人員	16件 20人	９件 17人	６件 34人	１件 ８人	０件 ０人	３件 ４人
極左暴力集団活動家に係る事件検挙件数・人員	30件 58人	36件 66人	34件 52人	37件 55人	30件 76人	26件 33人
右翼関係事件検挙件数・人員	1,691件 2,217人	1,655件 2,099人	1,700件 2,243人	1,647件 2,095人	1,686件 2,021人	1,752件 2,018人
右翼による「テロ、ゲリラ」事件検挙件数・人員（注2）	２件 ２人	２件 ２人	27件 96人	５件 ５人	５件 11人	３件 ３人
入管法違反送致件数・人員（注３）	8,255件 7,045人	10,854件 9,579人	12,903件 11,504人	12,624件 11,143人	10,561件 9,191人	7,751件 6,770人
外国人登録法違反送致件数・人員（注３）	171件 20人	166件 17人	99件 11人	126件 47人	108件 35人	92件 43人
集団密航事件検挙件数・人員（警察扱い）	23件 141人	25件 112人	15件 40人	11件 24人	９件 15人	10件 34人

注２：右翼関係事件検挙件数・人員の内数である。

注３：「入管法違反送致件数・人員」、「外国人登録法違反送致件数・人員」は、日本人等を含む。

１　警備犯罪の検挙状況

オウム真理教関係者等に係る事件検挙件数及び検挙人員は、18年中は０件０人であったが、19年中は３件４人であり、同教団の実態解明を的確に推進した。

極左暴力集団活動家に係る事件の検挙件数及び検挙人員は、18年中は30件76人で、19年中は26件33人と一定の水準で推移している。

右翼関係事件の検挙件数及び検挙人員は、18年中は1,686件2,021人で、19年中は1,752件2,018人であった。また、このうち、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の検挙件数及び検挙人員は、18年中は５件11人で、19年中は３件３人であり、いずれも一定の水準で推移している。

19年中の入管法違反の送致件数は7,751件と、14年から18年までの平均送致件数１万1,039件に比べ3,288件（29.8%）、19年中の送致人員数は6,770人と、14年から18年までの平均送致人員数9,692人に比べ2,922人（30.1%）、それぞれ減少した。

また、19年中の集団密航事件の検挙事件数は、10件であり、14年から18年までの平均検挙事件数17件に比べ７件（41.1%）減少している。他方、19年中の不法残留者数は、17万839人と、14年から18年までの平均不法残留者数21万3,016人に比べ４万2,177人（19.8%）減少と、大幅に減少している。

＜参考指標①＞　不法残留者数

○　不法残留者数

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
人　数	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745	213,016	170,839

（出典：法務省）

２　主要警備対象勢力による各種事案への対処の状況

(1)　オウム真理教

19年中も18年に引き続き、オウム真理教による組織的違法行為に対する取締りを推進するとともに、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、関係機関と連携してオウム真理教の実態解明に努めた。

【事例】

・　19年９月、埼玉県さいたま市において、教団の活動拠点として使用する目的であるのに、教団名を伏せた上、用途を偽って物件を借り上げたオウム真理教の出家信者２人を詐欺罪で逮捕した（埼玉）。

(2)　極左暴力集団

19年中も18年に引き続き、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の未然防圧を図るとともに、事件捜査の推進により極左活動家を検挙し、組織の実態解明に努めた。

【事例】

・　19年２月、伊丹公共職業安定所等において、失業等求職者給付基本手当金を不正に受給した中核派活動家及びその同調者計４人を詐欺及び雇用保険法違反で検挙した（兵庫）。

・　19年３月、九州大学において、学生から徴収して保管中の学友会活動経費を横領し、活動拠点の家賃の支払いに充てた中核派活動家４人を横領罪で検挙した（福岡）。

・　19年６月、大阪府高槻市長の許可を受けずに、同市所在の病院から排出された感染性廃棄物相当数を収集するなどした中核派活動家及びその同調者計２人を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙した（大阪）。

(3)　右翼

19年中も18年に引き続き、右翼による銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪の検挙を通じ、「テロ、ゲリラ」事件の未然防圧を図るとともに、市民の平穏な生活に支障を及ぼす悪質な街頭宣伝活動に対して、様々な法令を適用して事件検挙に努めた。

【事例】

政治団体幹部(34)らは、18年３月、同幹部が多重債務者となって消費者金融会社から融資を受けられないことから、実態のない虚偽の養子縁組を行って名字を改めて、他人に成り済ました上、同社とローン契約を締結し、同社のカードをだまし取るとともに、このカードを使用して同社の現金自動入出機(ＡＴＭ)から現金を引き出した。19年１月までに同幹部らを詐欺罪等で検挙した（愛知）。

(4)　入管法第65条の適用状況

15年12月、犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定され、不法滞在者を５年間で半減させるという目標を定めた。警察では、この目標の達成に向けて、全国警察に入管法第65条（注３）の積極的活用を指導するとともに、関係機関と協議を進め、17年９月からすべての都道府県警察で活用拡大を開始した。また、休日における入国管理局への身柄の引渡しに関しては、18年１月から警視庁が連休の中日に、同年10月からは東京入国管理局が担当する警視庁及び９県警察が毎週日曜日に引渡しができることとなった。

こうした取組みの結果、19年中の入管法第65条の適用人員が6,211人と、14年から18年までの平均適用人員3,802人に比べ2,409人（63.4%）増加するなど、効率的な捜査が推進された。

注３：入管法第65条は、刑事訴訟法の特例として、入管法第70条の罪（不法残留罪等）の被疑者を逮捕した場合で、その者が他に罪を犯した嫌疑がないなど一定の条件を満たすときは、48時間以内に当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができると規定している。

○　入管法第65条の適用人員

	14年	15年	16年	17年	18年	14年～18年（平均）	19年
適用人員	1,043	1,536	4,077	5,706	6,647	3,802	6,211

業績指標①については、以上のとおり、警備犯罪の検挙件数（入管法違反送致件数・人員を除く。）も基準年である14年から18年までと同じ水準で推移し、主要警備対象勢力の活動実態の把握も推進されている。

また、入管法違反送致件数及び送致人員は減少しているものの、不法滞在者が大幅に減少しているとみられる状況においても、入管法第65条の適用人員は大幅に増加しており、退去強制の効率化が図られ、不法入国・不法滞在者対策の取組みが順調に推進されていることから、目標はおおむね達成されたと認められる。

業績指標②　入国管理局との合同摘発等関係機関との連携状況

不法滞在外国人のい集する場所等を重点に、法務省入国管理局との合同摘発を恒常的に実施するなど、不法滞在外国人数の縮減に向けた取締りを推進した結果、19年中の合同摘発人員は１万1,902人と、14年から18年までの平均摘発人員（7,277人）に比べ4,625人（63.6%）増加しており、入国管理局等の関係機関との連携による成果が現れている。

不法入国については、海上保安庁、法務省入国管理局、財務省関税局及び外国関係機関と連携して、偽造旅券等行使による航空機や船舶利用による集団密航事件等に的確に対処している。

○　入国管理局との合同摘発人員

	14年	15年	16年	17年	18年	14～18年（平均）	19年
適発人員	3,741	4,717	6,530	9,294	12,101	7,277	11,902

【事例】

外国人研修制度においては、同種業務での再研修が認められていないにもかかわらず、過去に研修経験を有する外国人61人を新人の研修生に成り済まして入国させ、人手不足の企業に送り込み稼働させた事件に関して、入国管理局と緊密な連携を図り合同摘発を行った。なお、本件については、不法入国者のうち49人に対し、入管法第65条を適用し、入国管理局に身柄を引き渡した（岡山・広島）。

業績指標②については、以上のとおり、関係機関との連携強化が推進されていることから、目標は達成されたと認められる。

評価の結果

警備犯罪の検挙状況は、基準年である14年から18年までとおおむね同じ水準であったが、主要警備対象勢力による警備犯罪の検挙を通じ、これら勢力の活動実態を解明するとともに、「テロ、ゲリラ」事件の未然防止が図られたことから、主要警備対象勢力による各種事案への的確な対処が行われたことから、業績指標①はおおむね達成されたと認められる。

また、入管法違反の送致件数及び送致人員は減少したものの、入管法第65条の適用人員増加による退去強制の効率化等により、不法入国・不法滞在者対策の取組みが順調に推進されたことから、19年の不法残留者が14年から18年までの平均不法残留者数から大幅に減少し、業績指標②は達成されたと認められる。

これらのことから、警備犯罪の取締りはおおむね推進されたと認められる。しかし、主要警備対象勢力は、今後も引き続き違法行為を引き起こすおそれがあることから、これら勢力による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを更に推進する必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

20年度は、不法滞在者半減という政府目標を掲げた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の最終年度であることから、入国管理局との合同摘発や集中取締りの積極的な実施、退去強制の効率化等を推進するとともに、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを更に推進する。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

・治安の回顧と展望（平成19年版）（警察庁警備局）
・焦点第276号（20年２月）（警察庁警備局）

評価を実施した時期

19年１月から12月までの間

政策所管課

公安課、外事課

基本目標５　業績目標４　平成19年実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	
業績目標の説明	国際的なテロ、対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等に係るグローバルな情報収集・分析機能を強化することにより、諜報・国際テロ等の未然防止を図るとともに、これらの事案に的確に対処する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：情報収集・分析のための態勢強化状況 達成目標：情報収集・分析態勢を強化する。 基準年：18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 情報収集・分析態勢の強化の推進状況は、情報収集・分析機能の強化の状況を測る一つの指標となるため （第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（18年１月20日）において、テロの防止対策について言及）
	業績指標②	指標：国内外の関係機関との情報交換等の連携状況 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関の連携強化の推進状況は、情報収集・分析機能の強化の状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　情報収集・分析態勢の強化 外事課及び国際テロリズム対策課において、所要の増員措置を講ずることにより、対日有害活動や国際テロ等に関連する情報の収集・分析態勢の強化を図った。 ○　外国治安情報機関等との多種多様な情報交換 外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換等に加え、実務担当者による情報交換等を実施した。 ○　官邸、関係機関等への情報の提供 官邸､内閣官房等に対して政府の意思決定に資する情報の提供を行った。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　情報収集・分析のための態勢強化状況** 18年４月に拉致問題対策室を新設し、北朝鮮による（日本人）拉致容疑事案の全容解明に向けた取組みを強化してきたが、19年２月、新潟県におけるアベック拉致容疑事案の共犯者２人に対する逮捕状を取得し国際手配を行ったほか、４月には新たな拉致容疑事案と判断した姉弟拉致容疑事案の主犯である北朝鮮工作員の逮捕状を取得し国際手配を行い、さらに、６月に欧州における日本人男性拉致容疑事案に関し、その実行犯である「よど号」犯人の妻２人に対する逮捕状を取得した。 19年中には、欧州における日本人男性拉致容疑事案の実行犯として「よど号」犯人の妻２人に対する逮捕状の発付を得て、国際手配を行った。また、19年度には、所要の増員措置等を講じ、各国治安情報機関との情報交換の強	

	化及び国際的なテロ情報の分析体制の強化を行った。 業績指標①については、以上のとおり、情報収集・分析のための態勢の強化が推進されており、目標はおおむね達成されたと認められる。 ---------- **業績指標②　国内外の関係機関との情報交換等の連携状況** 18年に引き続き外事情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換、実務担当者による情報交換等を積極的に実施し、これまでカウンターパートでなかった機関とも協力関係を構築するに至るなど、従来以上に外国治安機関等との緊密な連携が図られた。 また、大量破壊兵器の「拡散に対する安全保障構想（ＰＳＩ）」の国際会議や訓練に積極的に参加した。19年10月に我が国で開催されたＰＳＩ海上阻止訓練では、神奈川県警察が税関及び海上保安庁と共に船舶に対する立ち入り検査を行ったほか、神奈川県警察・警視庁のＮＢＣテロ捜査隊員が陸揚げされた大量破壊兵器関連物資に対する検知・特定等の検査を行った。 業績指標②については、以上のとおり、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されていることから、目標はおおむね達成されたと認められる。
評価の結果	業績指標①、②共におおむね達成されたと認められることから、情報収集・分析機能は強化されつつあると認められる。 しかしながら、深刻化する国際的なテロ情勢、活発化する対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等をめぐる状況を踏まえると、依然として、情報収集・分析機能をより一層強化していく必要があるものと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	情報収集・分析機能は一定の強化が図られたが、引き続き、情報収集・分析態勢の強化、国内外の関係機関との情報交換等の連携を図り、情報収集・分析機能の強化を進めていくこととする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・治安の回顧と展望（平成19年版）（警察庁警備局） ・焦点第276号（20年２月）（警察庁警備局）
評価を実施した時期	19年１月から12月まで
政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課

基本目標６　業績目標１　平成19年実績評価書

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実	
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的損害等の二次的被害を被っており、様々な場面で支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等の総合的な支援の充実を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額、政令・規則改正に伴う重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害に係る支給要件の緩和に係る被害者数、裁定金額） 達成目標：犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。 基準年：16～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪被害給付制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定）） 業績指標② 指標：性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況（支給被害者数及び事例） 達成目標：性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図る。 基準年：17～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給の状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定）） 業績指標③ 指標：二次的被害を回避・軽減するための被害者対策用車両の整備台数 達成目標：最近の増加傾向を維持する。 基準年：17～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 被害者の二次的被害を回避・軽減するための環境の整備数は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定）） 業績指標④ 指標：関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数） 達成目標：それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。 基準年：16～18年　　達成年：19年

		目標設定の考え方及び根拠： 　民間被害者支援団体における相談受理件数等の増加が総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））
参考指標	参考指標①	身体犯等の犯罪認知件数
業績目標達成のために行った施策	○　犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の改正に係る検討 　犯罪被害者等基本計画に基づく「経済的支援に関する検討会」の最終とりまとめを踏まえ、休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算等を含む「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」について検討を進めた（20年２月国会提出、同年４月11日成立）。 ○　被害者対策推進計画の推進 　警察庁において「平成19年度被害者対策推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、推進計画に基づき、各種施策を推進した。 ○　被害者対策に関する適正な評価の推進 　被害者対策に携わる警察職員の士気高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施した。 ○　研修（被害者対策指導専科、被害者カウンセリング技術（上級）専科）等の実施 　被害者対策における指導者としての必要な知識・教養の習得を目的とした被害者対策指導専科、カウンセリングに関する専門的知識、技術の習得及び向上を目的とした被害者カウンセリング技術（上級）専科及び犯罪被害給付事務に係る処理能力の向上を図ることに重点を置いた新任犯罪被害給付実務担当者研修会を実施した。 ○　広報の実施 　毎年11月を広報実施月に設定して、被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携して広報を実施した。 ○　全国犯罪被害者支援フォーラム（犯罪被害者支援の日）を通じた民間被害者支援団体との連携の推進 　犯罪被害者支援の日における民間被害者支援団体が主催する「全国犯罪被害者支援フォーラム2007」を後援した。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 　各業績指標につき、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額、政令・規則改正に伴う重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害に係る支給要件の緩和に係る被害者数、裁定金額）** 　19年の申請に係る被害者数は436人と、16年から18年までの平均に比べ52人(10.7%)減少した。19年の申請に係る被害者数のうち、政令・規則改正の効果により拡大した支給範囲に当たる被害者数は98人と、18年に比べ75人(326.1%)増加した。また19年に都道府県公安委員会から裁定を受けた被害者数は486人と、16年から18年までの平均に比べ25人(5.4%)増加した。19年に都道府県公安委員会から裁定を受けた被害者数のうち、政令・規則改正により拡大した支給範囲に当たる被害者数は51人と、18年に比べ47人(1,175.0%)増加した。19年の裁定金額は11億700万円と、16年から18年までの平均に比べ9,700万円(9.6%)減少した。19年の裁定金額のうち、政令・規則改正により拡大した支給範囲に当たる金額は810万円と、18年に比べ791万円(4,163.2%)増加した。	

○　犯罪被害給付制度の運用状況

年度別		16年	17年	18年	うち政令･規則改正の効果	16～18年（平均）	19年	うち政令･規則改正の効果
申請	被害者（申請者）	467 (609)	466 (623)	532 (695)	23 (23)	488 (642)	436 (563)	98 (100)
裁定	支給被害者（申請者）	447 (596)	445 (560)	437 (588)	4 (4)	443 (581)	447 (609)	49 (49)
	不支給被害者（申請者）	17 (20)	18 (23)	19 (22)	0 0	18 (22)	39 (44)	2 (2)
	計（申請者）	464 (616)	463 (583)	456 (610)	4 (4)	461 (603)	486 (653)	51 (51)
裁定金額(百万円)		1,109	1,239	1,264	0.19	1,204	1,107	8.1

業績指標①については、18年４月１日に施行された政令・規則改正が適切に運用され、政令・規則改正により拡大した支給範囲に当たる申請に係る被害者数及び裁定金額が増加したことから、犯罪被害給付制度の適切な運用を図るという目標は達成されたと認められる。

業績指標②　性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況（支給被害者数及び事例）

19年中の身体犯被害者に対する診断書料の支給件数は4,207件と、17年から18年までの平均に比べ724件（20.8%）増加した。また、初診料の支給件数は2,793件と、17年から18年までの平均に比べ423件（17.8%）増加した。検案書料の支給件数は546件と、17年から18年までの平均に比べ289件（112.5%）増加した。

○　身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況（注１）

	17年	18年	17～18年（平均）	19年
診断書料	3,367	3,599	3,483	4,207（＋724）
初診料	2,190	2,550	2,370	2,793（＋423）
検案書料	210	304	257	546（＋289）

注１：括弧内の数字は、17年から18年までの平均との比較を表す。

【事例】

19年度予算で、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料は45都道府県、初診料は46都道府県において、予算措置された。

業績指標②については、診断書料、初診料及び検案書料の支給件数がいずれも増加したことから、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図るという目標は達成されたと認められる。

○　主な身体犯等の犯罪認知件数（注２）

	17年	18年	17～18年（平均）	19年
殺人	1,392	1,309	1,351	1,199（－152）
強盗	5,988	5,108	5,548	4,567（－981）
強姦	2,076	1,948	2,012	1,766（－246）
傷害	34,484	33,987	34,236	30,986（－3,250）
強制わいせつ	8,751	8,326	8,539	7,664（－875）
全刑法犯	2,269,293	2,050,850	2,160,072	1,908,836（－251,236）

注２：括弧内の数字は、17年から18年までの平均との比較を表す。

業績指標③　二次的被害を回避・軽減するための被害者対策用車両の整備台数

被害者対策用車両（注３）は、19年12月末現在、全国で463台整備されており、17年12月末に比べ91台（24.5%）、18年12月末に比べ58台（14.3%）増加した。

注３：被害者は、警察署や交番等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に被害者の指定する場所に赴くことができ、かつ被害者のプライバシー保護などに配意しながら事情聴取や実況見分などを行える移動式被害者用事情聴取室とも言える車両

○　被害者対策用車両等の整備状況（注４）

	17年	18年	19年
被害者対策用車両	372	405（＋33）	463（＋58）

注４：括弧内の数字は、前年との比較を表す。

業績指標③については、二次的被害を回避・軽減するための被害者対策用車両の整備台数が増加したことから、最近の増加傾向を維持するという目標を達成した。

業績指標④　関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数）

被害者支援活動を一層充実させるために設立された「ＮＰＯ法人全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体の設立数は、19年12月末現在、45都道府県46団体である。19年中の民間被害者支援団体における相談受理件数は１万5,923件と、18年中に比べ891件（5.9%）増加した。また、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害者等早期援助団体（注５）の指定を受けている団体は16団体と、18年12月末に比べ７団体増加した。警察から犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供件数は283件と、18年中に比べ32件（10.2%）減少した。

注５：犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づき、都道府県公安員会から犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められ、当該事業を行うものとして指定された非営利法人。犯罪被害者等早期援助団体に対しては、被害者の同意に基づき、警察から被害者の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報が提供されることから、事件発生直後から警察との連携により、被害者等に、迅速、適切な支援を提供することができる。

○　民間被害者支援団体との連携状況（注６）

	16年	17年	18年	19年
民間被害者支援団体における相談受理件数	13,081	13,524	15,032	15,923（＋891）
犯罪被害者等早期援助団体の指定数(累計)	5	9	9	16（＋７）
警察からの情報提供件数	67	159	315	283（－32）

注６：括弧内の数字は、18年との比較を表す。

業績指標④については、それぞれの指標について最近の増加傾向を維持するという目標をおおむね達成した。

評価の結果

業績指標①、②及び③については目標が達成され、業績指標④についてもおおむね達成されたことから、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実は、おおむね達成されたと認められる。

評価の結果の政策への反映の方向性

今後とも、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実を図る。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・犯罪統計資料（19年１月～12月） ・犯罪統計資料（18年１月～12月） ・犯罪統計資料（17年１月～12月） ・犯罪統計資料（16年１月～12月）
評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	給与厚生課

基本目標７　業績目標１　平成19年実績評価書

基本目標	情報セキュリティの確保	
業績目標	サイバー空間の安全確保	
業績目標の説明	国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするため、高度情報通信ネットワーク上の治安維持を図り、情報セキュリティを確保する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：サイバー犯罪の検挙件数 達成目標：サイバー犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： サイバー犯罪検挙件数の増加傾向を維持することが、高度情報通信ネットワーク上の治安維持強化の一つの指標となるため
	業績指標②	指標：技術支援件数 達成目標：技術支援件数を過去２年間の平均より増加させる。 基準年：17～18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪捜査に対する技術支援の増加は、高度情報通信ネットワーク上の治安維持強化の一つの指標となるため
	業績指標③	指標：サイバーテロ（注１）の発生状況 注１：重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重要な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの 達成目標：サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。 基準年：18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： サイバーテロの発生状況は、高度情報通信ネットワーク上の治安維持強化の一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	サイバー犯罪等に関する相談受理件数及びインターネット安全・安心相談システムへのアクセス件数
	参考指標②	インターネット利用者数
業績目標達成のために行った施策	○　捜査官の育成及び各種資機材の整備等による、サイバー犯罪対策のための体制強化 携帯電話の解析能力を強化するため、地方機関の警察職員を増員した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪の防止及び捜査、電磁的記録解析等に関する専門知識を習得させるための専科教育を実施した。さらに、コンピュータ・ウィルス等の検証、アクセス記録の解析等を行うための情報技術解析用資機材を整備した。 ○　警察職員への研修等による、サイバーテロ対策のための体制強化 警察庁及び地方機関の警察職員を増員したほか、サイバー攻撃手法等に関する専科教育、民間委託による訓練・研修及び海外研修を実施した。また、一部の都道府県警察に対し業務指導を実施した。	

○　各種講演及びホームページ等を活用した情報発信を通じた、情報セキュリティ対策に関する広報啓発

各種講演、警察庁セキュリティポータルサイト（@police)、情報セキュリティ対策ビデオの放映等を通じて情報セキュリティに関する情報提供を行った。また、インターネット安全・安心相談システムの運用、情報セキュリティ・アドバイザーの配置等により、サイバー犯罪等に係る相談に対応した。

○　サイバーテロ対策セミナー、訓練等の実施による、重要インフラ事業者等との連携強化

都道府県警察のサイバーテロ対策プロジェクトにおいて重要インフラ事業者等への個別訪問を行い、捜査に対する協力等の要請を行うとともに、サイバーテロ対策セミナー、サイバーテロ対策協議会等を開催し、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換等を行ったほか、重要インフラ事業者等と事案発生を想定した共同訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図るなど、官民連携の強化に努めた。

○　国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等による、サイバー犯罪取締りのための国際連携の強化

Ｇ８ハイテク犯罪サブグループや警察庁・ＦＢＩサイバー犯罪ワーキング・グループ、ＩＣＰＯ・アジア南太平洋ＩＴ犯罪作業部会への出席、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、英国重大組織犯罪対策庁電子犯罪部への職員派遣等により、諸外国との国際連携を強化した。

○　先端的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用

先端的なサイバー犯罪に対する効果的な抑止・捜査手法を活用した事例を各都道府県警察に紹介し、同様の事件に対し、積極的に同種手法を活用することを指示した。

○　総合セキュリティ対策会議の開催等による、産業界等との連携強化

総合セキュリティ対策会議において有識者、関連事業者等と共に情報セキュリティに関する官民連携の在り方について検討したほか、プロバイダ連絡協議会等において情報交換を行った。

○　出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方に関する検討

有識者等からなる「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会」を設置し、出会い系サイト等の規制に関する問題点及びその対策について検討した。

○　インターネット上の違法情報、有害情報対策の推進

・　ホットライン業務（注２）の効果的な運用

「インターネット・ホットラインセンター」（警察庁委託業務）において、19年中は、８万4,964件の通報を受理し、プロバイダ等に対して7,231件の削除依頼を行い、このうち5,962件（82.5%）削除された。

・　サイバーパトロール等を通じ、インターネット上の違法情報、有害情報の把握を進め、違法行為の取締りを進めるとともに、関係機関と連携して違法情報等の削除や違法情報等による被害防止のための国民への啓発に努めた。

注２：インターネット利用者からインターネット上の違法情報（児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報)、有害情報（違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報）に係る通報を受け付け、違法情報については警察に通報するとともに、プロバイダ等に削除依頼を　実施し、有害情報についてはプロバイダ等に対して契約約款等に基づく削除等の措置を依頼する業務

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　サイバー犯罪の検挙件数

19年中のサイバー犯罪の検挙件数は5,473件と、18年に比べ1,048件（23.7%）増加した。

○　サイバー犯罪の検挙件数

年 罪名	14年	15年	16年	17年	18年	19年
不正アクセス禁止法違反	105	145	142	277	703	1,442
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	30	55	55	73	129	113
ネットワーク利用犯罪	1,471	1,649	1,884	2,811	3,593	3,918
合　計	1,606	1,849	2,081	3,161	4,425	5,473

したがって、業績指標①については、サイバー犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持するという目標を達成した。

＜参考指標①＞　サイバー犯罪等に関する相談受理件数及びインターネット安全・安心相談システムへのアクセス件数

19年中の都道府県警察における相談受理件数は７万3,193件と、18年に比べ１万1,726件（19.1%）増加した。
また、17年６月から運用を開始したインターネット安全・安心相談システムについては、19年中のアクセス件数は42万0,487件と、18年に比べ２万7,253件（6.9%）増加した。

○　サイバー犯罪等に関する相談受理件数

区分＼年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
詐欺・悪徳商法	3,193	20,738	35,329	41,480	21,020	32,824
インターネット･オークション	3,978	5,999	13,535	17,451	14,905	12,707
名誉毀損・誹謗中傷	2,566	2,619	3,685	5,782	8,037	8,871
迷惑メール	2,130	2,329	3,946	3,975	2,930	4,645
違法情報、有害情報	2,261	4,225	4,157	5,317	4,335	3,497
不正アクセス、ウイルス	1,246	1,147	2,160	3,965	3,323	3,005
その他	3,955	4,697	7,802	6,203	6,917	7,644
計	19,329	41,754	70,614	84,173	61,467	73,193

○　インターネット安全・安心相談システムへのアクセス件数

	17年（６～12月）	18年	19年
アクセス件数	226,774	393,234	420,487

＜参考指標②＞　インターネット利用者数

19年中の日本のインターネット利用者は8,811万人と、18年に比べ57万人増加した。

○　インターネット利用者数（万人）（注３）

	17年	18年	19年
利用者数	8,529	8,754	8,811

注３：平成19年通信利用動向調査（総務省）に基づく。

業績指標②　技術支援件数
19年中の技術支援件数は１万7,685件と、17年から18年までの平均技術支援件数１万3,002件に比べ4,683件（36.0%）増加した。

○　技術支援件数

	17年	18年	17～18年（平均）	19年
件数	11,001	15,003	13,002	17,685

したがって、業績目標②については、技術支援件数を過去２年間の平均より増加させるという目標を達成した。

業績指標③　サイバーテロの発生状況
19年中のサイバーテロの発生件数は０件であった。

○　サイバーテロ発生状況

	18年	19年
件数	0	0

		したがって、業績指標③については、サイバーテロの発生を防止するという目標を達成した。
評価の結果		業績指標①、②及び③は、いずれも達成されていることから、サイバー空間の安全確保は推進されたと認められる。 しかしながら、サイバー犯罪等に関する相談受理件数は依然として高い水準にある。また、犯罪に悪用されている技術の高度化・複雑化が進んでおり、サイバー犯罪対策を更に強力に推進する必要がある。 さらに、サイバーテロ対策については、重要インフラへの情報通信技術の浸透、サイバー攻撃の手段の高度化等を踏まえ、取組みを更に強力に推進する必要がある。
	評価の結果の政策への反映の方向性	サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化するとともに、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジック（注４）に係る取組みの強化により効率的かつ効果的な技術支援を行っていくほか、サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための体制の強化に向けた取組みを進めるなど、サイバー空間の安全確保を更に強力に推進する。 注４： 犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項		20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項		・平成19年中のサイバー犯罪の検挙状況等について（20年２月広報資料） ・平成19年通信利用動向調査（20年４月総務省報道資料）
評価を実施した時期		19年１月から12月までの間
政策所管課		情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課

基本目標８　業績目標１　平成19年実績評価書

基本目標	ＩＴを活用した国民の利便性・サービスの向上	
業績目標	警察行政の電子化の推進	
業績目標の説明	国民の利便性・サービスの向上を図る必要性があることから、ＩＴの活用により、警察行政の電子化を推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン化率 達成目標：100%を継続する。 基準年：16年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 国の警察機関が行う申請・届出等対象手続すべてのオンライン化が実施されていることは、警察行政の電子化の推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率 達成目標：100%を継続する。 基準年：16年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： オンライン申請・届出等手続の対象システムを常時稼働することは、警察行政の電子化の推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：申請・届出等手続のオンライン利用率 達成目標：オンライン利用率の向上に努める。 基準年：18年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 申請・届出等手続のオンライン利用率は、警察行政の電子化の推進の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　オンライン利用の促進のための環境整備 19年３月にオンラインによる申請・届出等窓口が e-Gov に統一されたことに伴い、警察庁ウェブサイト上において窓口への案内を行うなど、オンライン利用の促進のための環境整備を行った。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標につき、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン化率** オンライン化可能な手続に占めるオンライン化された手続の割合は、15年度には75%であったが、16年度中に、残る手続すべてについてオンライン化を実現して、100%を達成した後、17年度、18年度及び19年度において100%を継続した。	

○　申請・届出手続のオンライン化率の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度
オンライン化された手続の割合（%）	100%	100%	100%	100%

したがって、業績指標①については、オンライン化された手続の割合100%を継続するという目標を達成した。

業績指標②　オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率

メンテナンス等、事前に予定された運用停止を除く実質的な稼働率は、16年度に100%を達成した後、17年度、18年度及び19年度において100%を継続した。

○　オンライン申請・届出手続の対象システムにおける実質的な稼働率

	16年度	17年度	18年度	19年度
実質的な稼働率(%)	100%	100%	100%	100%

したがって、業績指標②については、オンライン申請・届出等手続対象システムにおける実質的な稼働率100%を継続するという目標を達成した。

業績指標③　申請・届出等手続のオンライン利用率

オンラインによる申請・届出等の利用を促進させるため、所管法人等にオンライン申請が可能であることを周知する文書を発出するなど、オンライン利用率の向上に努めた。また、19年度のオンラインによる申請・届出等の件数の割合は1.5%（1,770件のうち26件）と、18年度に比べ1.4ポイント向上した。

○　申請・届出手続のオンライン利用率

	18年度	19年度
オンライン利用率(%)	0.1%	1.5%

したがって、業績指標③については、オンライン利用率の水準は低調であるものの、オンライン利用率の向上に努めるという目標は達成した。

評価の結果	業績指標①、②及び③はすべて達成されたことから、業績目標の警察行政の電子化の推進は図られたと認められるものの、オンライン利用率の水準は依然低調であることから、周知活動を更に強化するなどして、引き続きオンライン利用の促進に努める必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	オンライン化率及び実質的な稼働率については、今後も100%を継続できるように、引き続き環境の維持に努めることとする。また、オンライン利用率の向上については、反復性のない申請が大半を占めるなど利用率の向上を図ることが難しい面があるものの、引き続きオンラインによる申請・届出等の周知を図るとともに、窓口において対応する職員や所管法人等を対象としてオンライン申請・届出等手続対象システムの利用方法について研修を行うなど、利用率の向上に向けて取り組むこととする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	20年６月13日に開催した第16回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成19年度における行政手続のオンライン化状況について表１　国が扱う申請・届出等手続（警察庁ウェブサイトにおいて公表予定）
評価を実施した時期	19年１月から12月までの間
政策所管課	情報管理課